

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針

平成 28 年(2016 年) 3 月

平成 31 年(2019 年) 3 月修正

令和 4 年 (2022 年) 3 月修正

滋 賀 県

目 次

策定趣旨等	1
(1) 策定趣旨	1
(2) 方針の位置づけ	2
(3) 方針の構成	2
(4) 方針の期間	3
(5) 対象施設	3
1. 公共施設等の現状および将来の見通し	4
(1) 公共施設等の老朽化の状況	4
(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し	6
(3) 県の財政状況	8
(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し	9
2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
(1) 現状および課題に関する基本認識等	11
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12
(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	25
(4) S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	25
(5) P D C Aの実施方針	27
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
(1) 庁舎等	29
(2) 学校	32
(3) 警察施設	34
(4) 道路施設	36
(5) 河川管理施設	38
(6) 港湾施設	40
(7) 治水ダム	42
(8) 砂防関係施設	44
(9) 公園施設	46
(10) 県営住宅	48
(11) 農業水利施設等	50
(12) 治山・林道施設	52
(13) 交通安全施設	54
(14) その他施設	56
(15) 公営競技事業施設	58
(16) 流域下水道施設	60
(17) 工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	62
(18) 病院	64
(19) 大学	66
参考資料	68

策定趣旨等

(1) 策定趣旨

本県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応して集中的に公共施設等の整備を推進してきました。

その後、社会経済情勢の変化や地域における施設の充足状況、地方分権改革の進展に伴う県の役割の変化等を踏まえて、平成17年度以降は、公の施設を中心に、施設のあり方について継続的に見直しを行い、廃止や市町等への移管など量的改革を進めるとともに、存続させる施設についても、指定管理者制度の導入など効果的かつ効率的な運営に努めてきました。

また、安全・安心の確保の観点から、建築物等の耐震化により、大規模な地震による被害に備えるとともに、災害救助、救援物資輸送のための緊急輸送道路やライフラインの確保対策などのインフラ施設における地震防災対策も進めてきたところです。

県が保有する公共施設等は、道路や学校など県民の皆さんの生活になくてはならないものであり、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくことが何より重要です。

一方で、高度経済成長期に整備した公共施設等を中心に老朽化が深刻となっており、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することへの対応や、人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用ニーズの変化への対応が求められます。

さらに、社会保障関係費の増加や令和7年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政需要等により、今後とも県財政は厳しい状況が見込まれることから、サービスとのバランスも考慮の上、公共施設等に係る投資の重点化を図り、限られた財源を有効に活用していくことが一層必要となります。

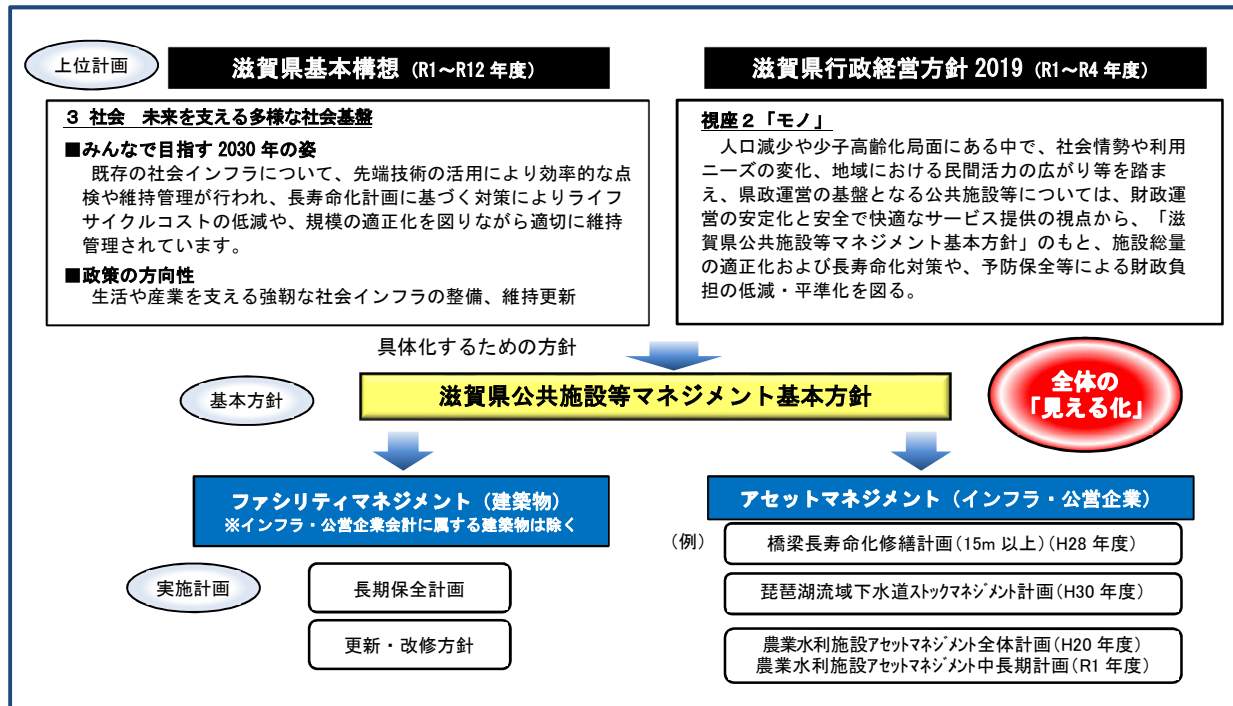
こうした公共施設等の果たすべき役割と取り巻く様々な課題を踏まえると、県としての統一的な方針と横断的な体制をしっかりと整え、県民の皆さんとの協働や民間活力の積極的な活用なども図りながら、県の保有施設全体について、質・量の両面から県民ニーズに即した最適化を図っていくことが重要です。

この方針は、こうした認識のもとで、県の基本的な方針を中長期的かつ総合的な観点から「公共施設等総合管理計画¹」として取りまとめたもので、平成30年2月に総務省から通知のあった指針の改訂を踏まえて見直すものです。

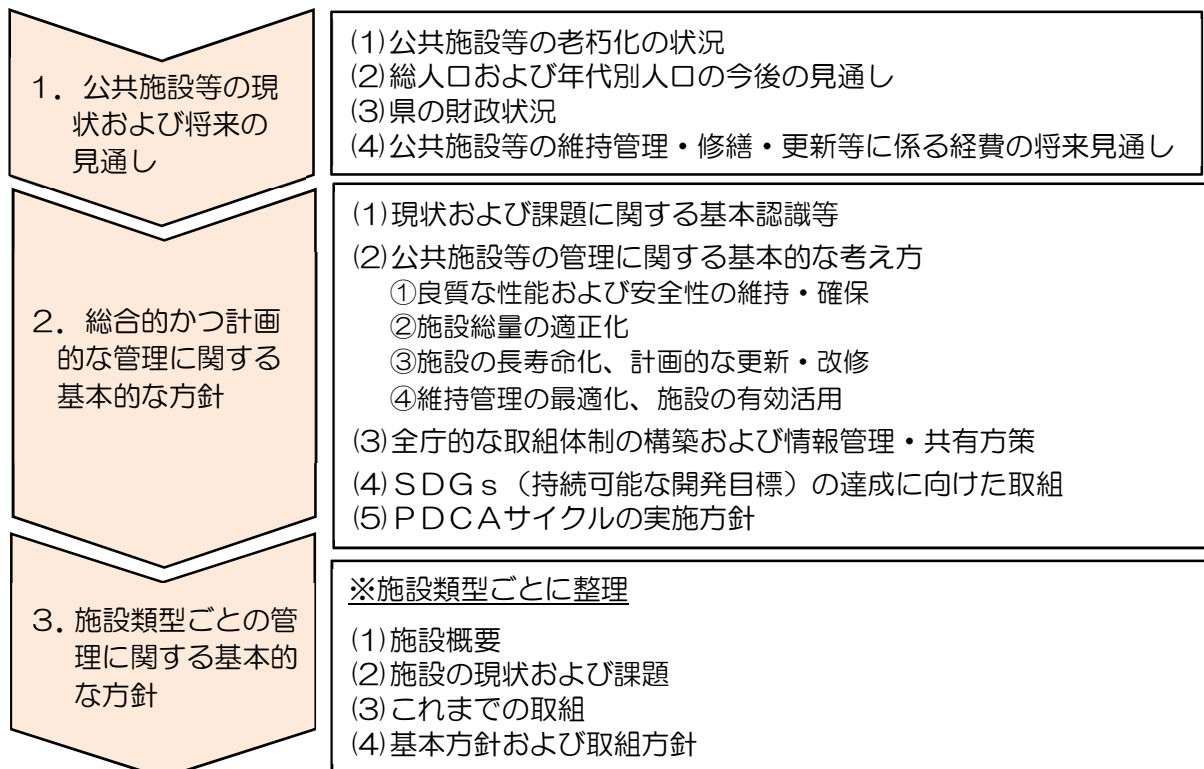
¹ 地方自治体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画。

(2) 方針の位置づけ

この方針は、「滋賀県基本構想」の目指す姿に掲げる『未来を支える多様な社会基盤』ならびに「滋賀県行政経営方針 2019」の取組方針に掲げるファシリティマネジメント²（建築物）およびアセットマネジメント³（インフラ施設等）の推進を図るため、本県の公共施設等全体にわたる基本的な方針を総合的・体系的に取りまとめたものです。



(3) 方針の構成



² 土地、建物、設備等の財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストの便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用するための手法。

³ 公共事業により造成された資産を効率的・経済的、また、環境にも配慮しながら維持管理する手法。

(4) 方針の期間

公共施設等の基本的な方針を考える上で、将来の社会経済情勢の変化や県の財政状況等を考慮する必要があることから、本方針の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

(5) 対象施設

本方針において対象とする公共施設等⁴（以下、本文中「施設」という。）は、建築物、インフラ施設、公営企業施設など県が所有し、または管理する全ての施設のほか、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設等）も含むものとし、具体の種類は、下表のとおりとします。

施 設 の 類 型			主 な 施 設
公 共 施 設 等	建築物	①庁舎等	県庁舎などの建築物
		②学校	県立学校
		③警察施設	警察署、交番・駐在所、待機宿舎等の警察本部所管の建築物
	インフラ 施設	④道路施設	橋梁、トンネル、舗装路面、道路附属物 等
		⑤河川管理施設	樋門、可動堰 等
		⑥港湾施設	大津港、彦根港、長浜港、竹生島港
		⑦治水ダム	余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曽川ダム、青土ダム、姉川ダム
		⑧砂防関係施設	砂防堰堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
		⑨公園施設	都市公園
		⑩県営住宅	県営住宅
		⑪農業水利施設等	農業水利施設、農業用ダム・ため池、農道、地すべり防止施設
		⑫治山・林道施設	治山堰堤、山腹工、林道等
		⑬交通安全施設	信号機、大型標識 等
		⑭その他施設	自然公園施設、水質自動測定局 等
	公営企業 施設	⑮公営競技事業施設	競艇場
		⑯流域下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場 等
		⑰工業用水道事業施設・ 水道用水供給事業施設	管路、浄水場 等
		⑱病院	総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター
	地方独立 行政法人	⑲大学	県立大学

⁴ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念（「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省、H26.4.22））。本方針では、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設等）も含む。

1. 公共施設等の現状および将来の見通し

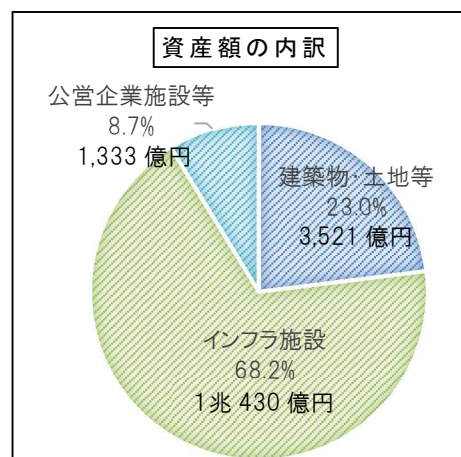
(1) 公共施設等の老朽化の状況

①全体規模

財務諸表の貸借対照表（令和2年3月31日現在）で、事業用資産とインフラ資産を合わせた額は、約1兆5,284億円となっています。

内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が3,521億円、インフラ施設が1兆430億円、また、公営企業施設等が1,333億円となっています。

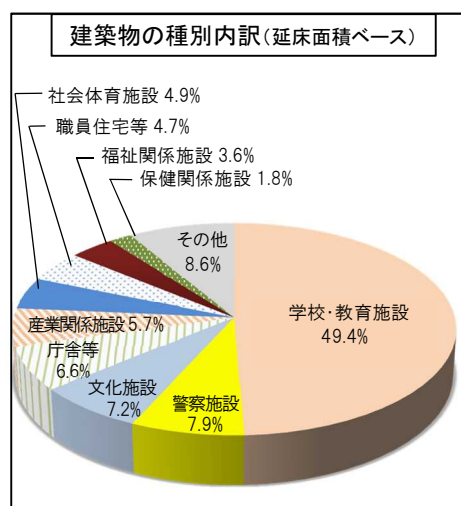
※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産（土地、建物、機械装置等）の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。



②建築物の状況

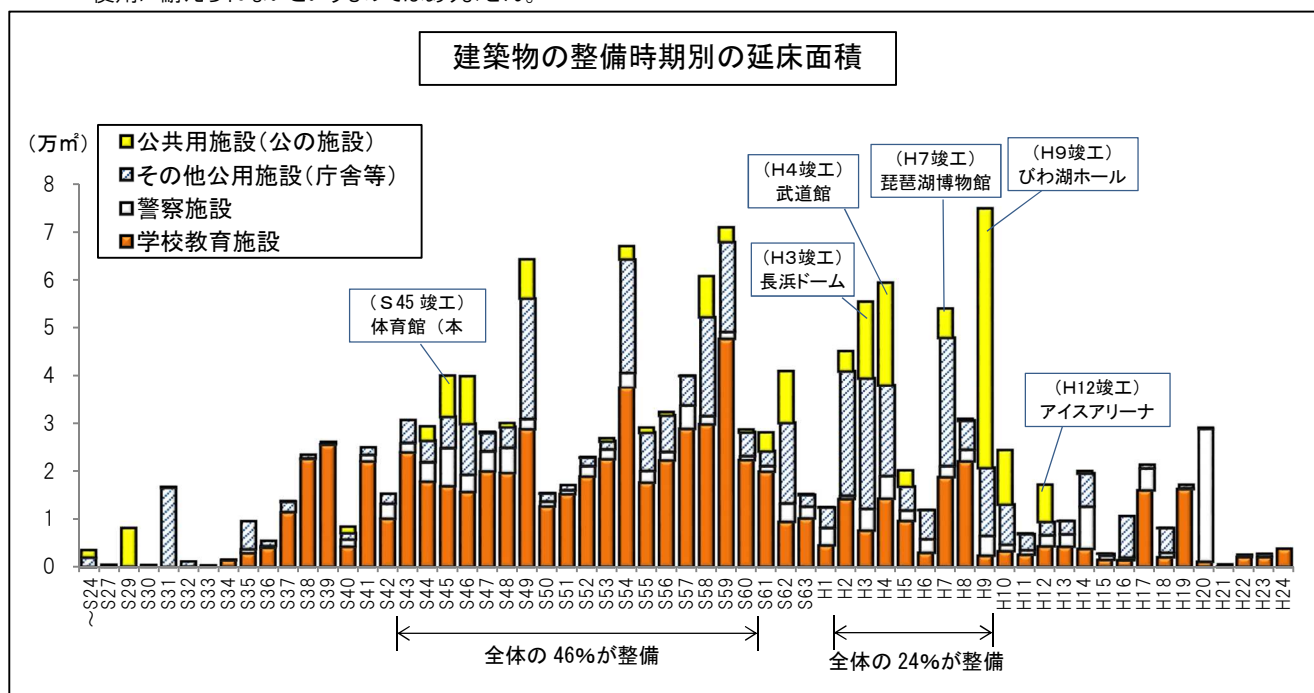
平成27年度末の建物数が約4,100棟、施設数が490施設、延床面積が約147.7万㎡で、令和元年度末の建物数は約4,030棟、施設数が460施設、延床面積は約146.7万㎡であり、このうち半分を学校・教育施設が占めています。

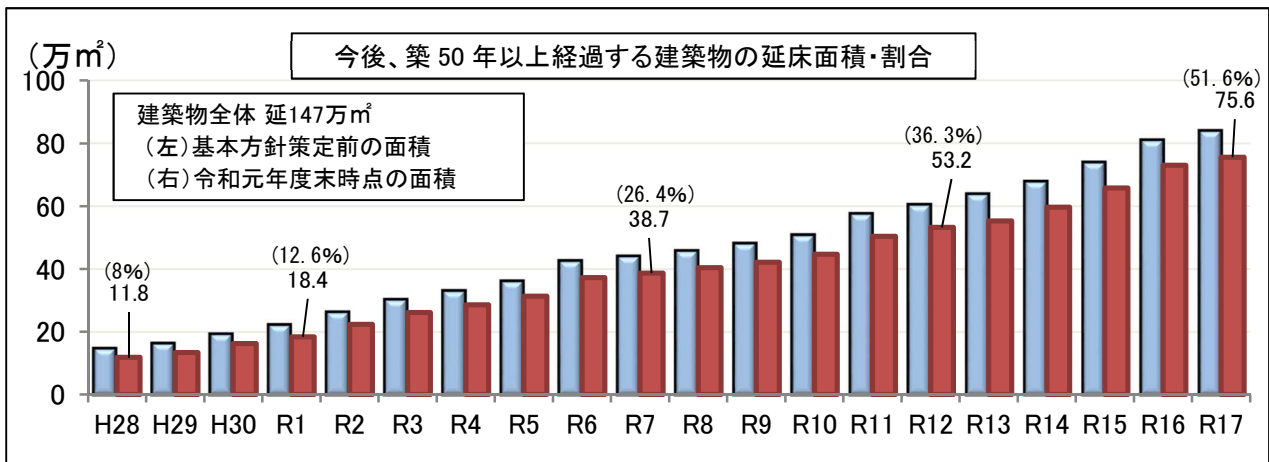
また、平成27年度時点の建築物の建設時期は、昭和43年度～昭和60年度にかけて全体の約46%、平成2年度～平成9年度にかけて約24%が整備されており、一般的に建物の使用期間（※）とされる築50年以上の施設の割合（面積ベース）は、平成28年度は8%程度でしたが、令和7年度には約26%、令和17年度に50%以上となる見込みです。



（注）固定資産台帳（令和元年度末現在）を基に作成。

※ 耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数。この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません。





(注) 令和元年度の固定資産台帳を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

③インフラ施設・公営企業施設の状況

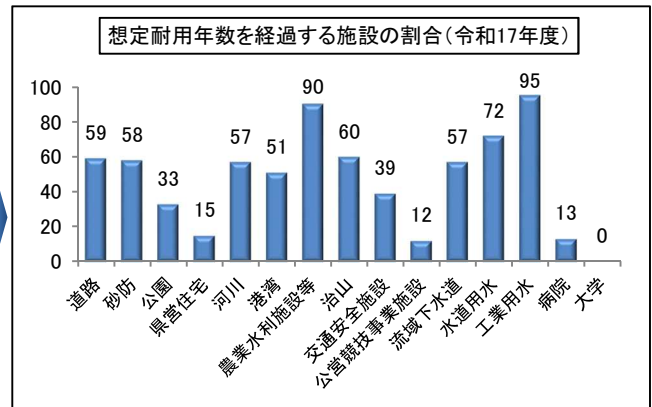
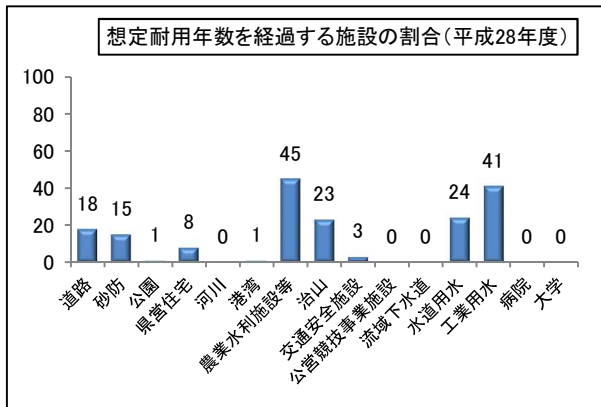
インフラ施設および公営企業施設においても、老朽化が進行しており、平成 27 年度時点の施設に対し保全・更新等の対策を講じない場合、想定される耐用年数を経過した施設の割合は大幅に増加し、以下のとおりとなる見込みです。

例えば、インフラ施設のうち、道路施設（15m 以上の橋梁）について、令和 17 年度には約 59%、農業水利施設（基幹水路）については約 90%が想定される耐用年数を経過することになります。

また、公営企業施設も同様に、例えば、流域下水道施設の処理場等では約 57%、工業用水道事業施設の管路では約 95%が想定される耐用年数を経過する見込みとなっています。

施設分野	想定耐用年数を経過する施設の割合		備考 (想定耐用年数 ※)
	H28 年度	R17 年度	
道路施設 ※橋梁(15m 以上)	約 18%	約 59%	建設後 50 年
砂防関係施設	約 15%	約 58%	建設後 50 年
公園施設	約 1%	約 33%	建設後 50 年
県営住宅	約 8%	約 15%	簡易耐火造平屋建：30 年 準耐火造住宅等：45 年 中層耐火造住宅等：70 年
河川管理施設 ※矢板護岸、管理橋除く	約 0%	約 57%	建設後 40 年
港湾施設	約 1%	約 51%	建設後 50 年
治水ダム	—	—	半永久施設 (機械・電気通信設備は除く)
農業水利施設等（基幹水路）	約 45%	約 90%	建設後 40 年
治山施設	約 23%	約 60%	建設後 50 年
交通安全施設	信号柱約 3%	信号柱約 39%	建設後 42 年（コンクリート柱）
公営競技事業施設	約 0%	約 12%	建設後 50 年
流域下水道施設	約 0%	処理場・ポンプ：約 57% 管渠：約 17%	建設後 50 年（土木躯体のみ 機械・電気設備は除く）
工業用水道事業施設 ・水道用水供給事業施設	水道用水道（管路）：約 24% 工業用水道（管路）：約 41%	水道用水道（管路）：約 72% 工業用水道（管路）：約 95%	建設後 40 年
病院	約 0%	約 13%	建設後 50 年
大学	約 0%	約 0%	建設後 50 年

(注) 耐用年数は想定であり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではありません。



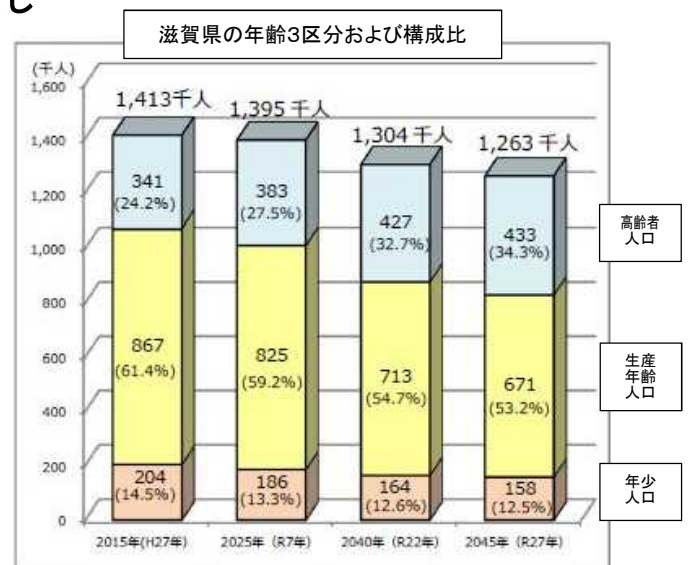
(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。また、保全・更新等の対策を講じないものと仮定して算出しています。

(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し

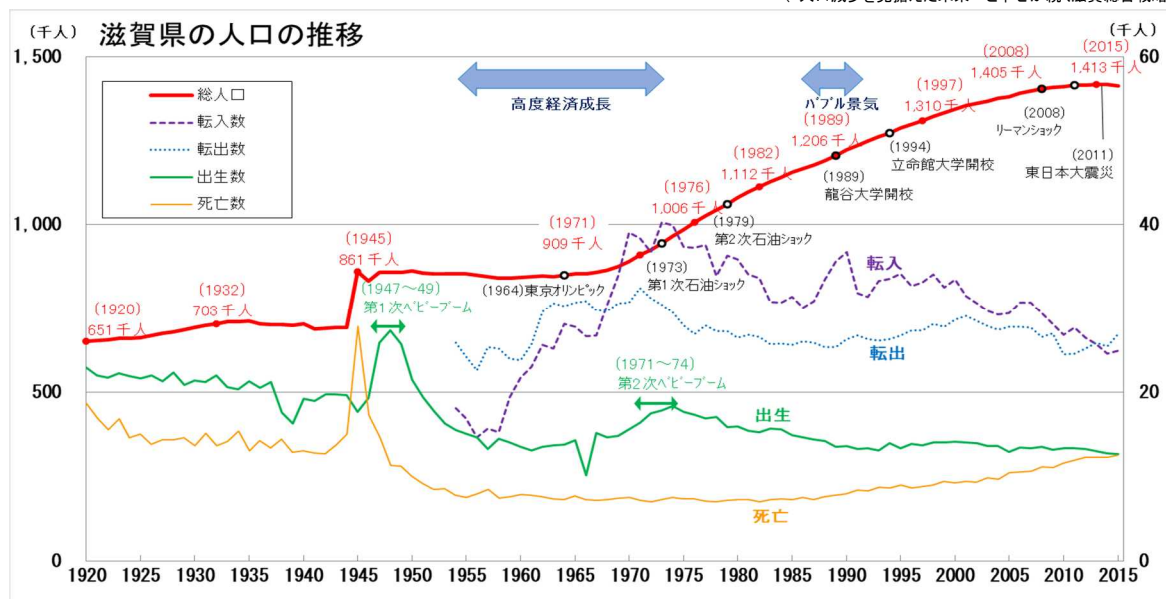
①人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年の滋賀県の総人口は126.3万人とされており、平成27年に比べて10.6%減少するとされています。

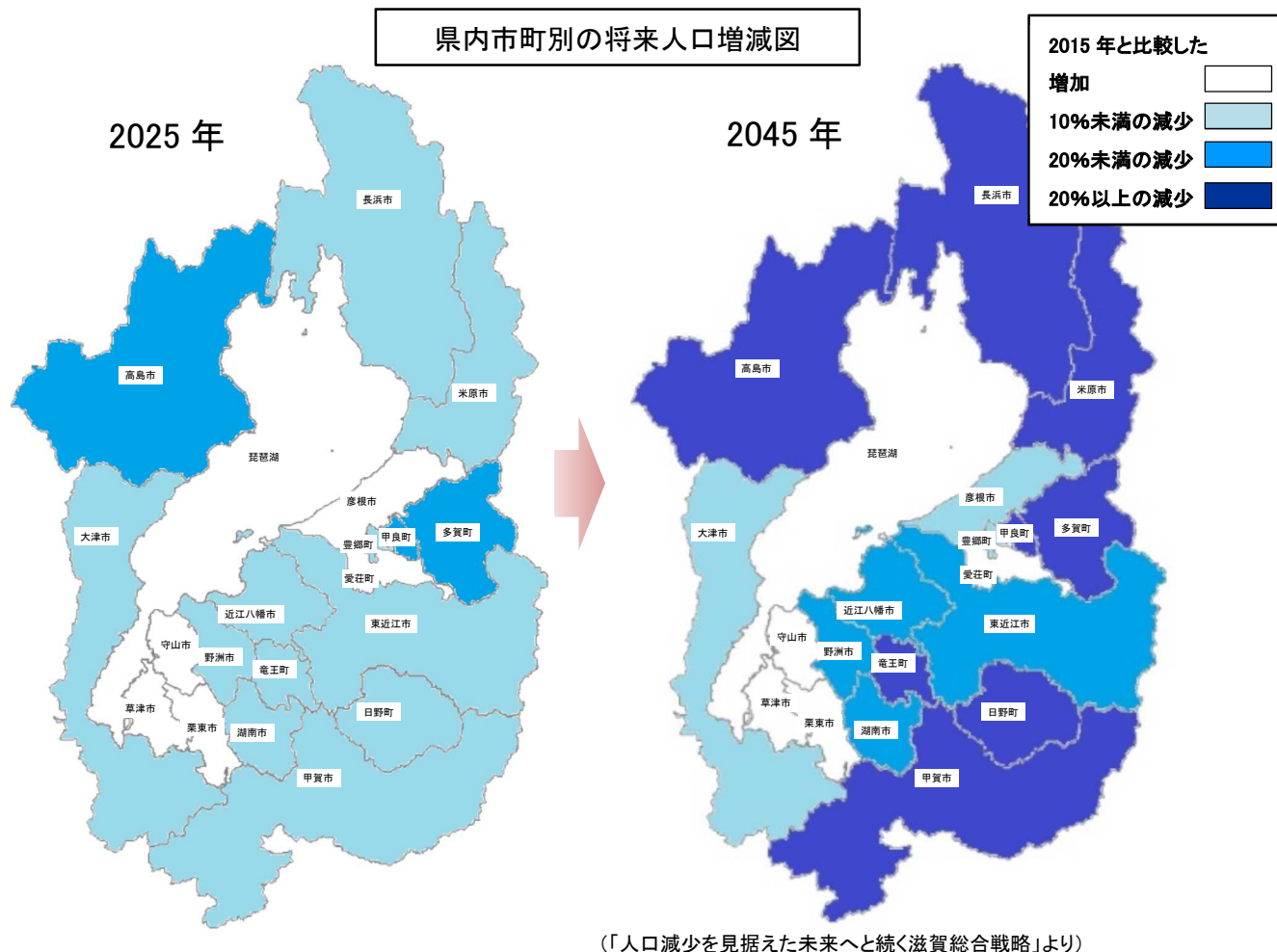
年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、令和27年には53.2%まで落ち込む一方、高齢者(65歳以上)人口は34.1万人から43.3万人へと、30年間で約1.3倍に増加するとされており、高齢者人口の割合は、34.3%まで高まると予測されています。



(「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略」より)



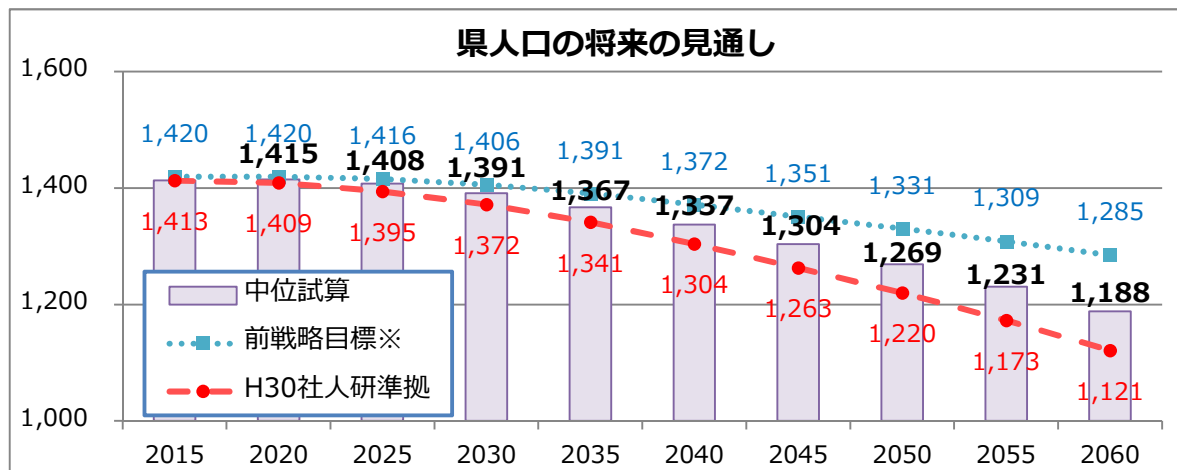
また、地域別に2015年人口と2045年人口を比較すると、南部地域の草津市、守山市、栗東市および湖東地域の愛荘町で増加が見込まれる一方、その他の市町では減少するものと推測されています。



②本県の人口に関する目標

こうした人口減少は、暮らし、地域経済、地方行政をはじめ、社会の様々な面に影響を与える中で、人口減少社会においても滋賀の強みを活かし、未来へと幸せが続く滋賀をつくるため、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を策定（令和2年3月）しました。

この戦略では、今後目指す滋賀の将来像を提示するとともに、その将来像を実現するために、国や県内市町、各関係団体と連携しながら、将来的な人口を 2040 年に約 134 万人、2060 年に約 119 万人（社人研推計では、2040 年：約 130 万人、2060 年：約 112 万人）を確保し、合計特殊出生率を向上させるとともに、人口構造が安定することを目指して全力で取り組んでいくこととしています。



(「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」より)

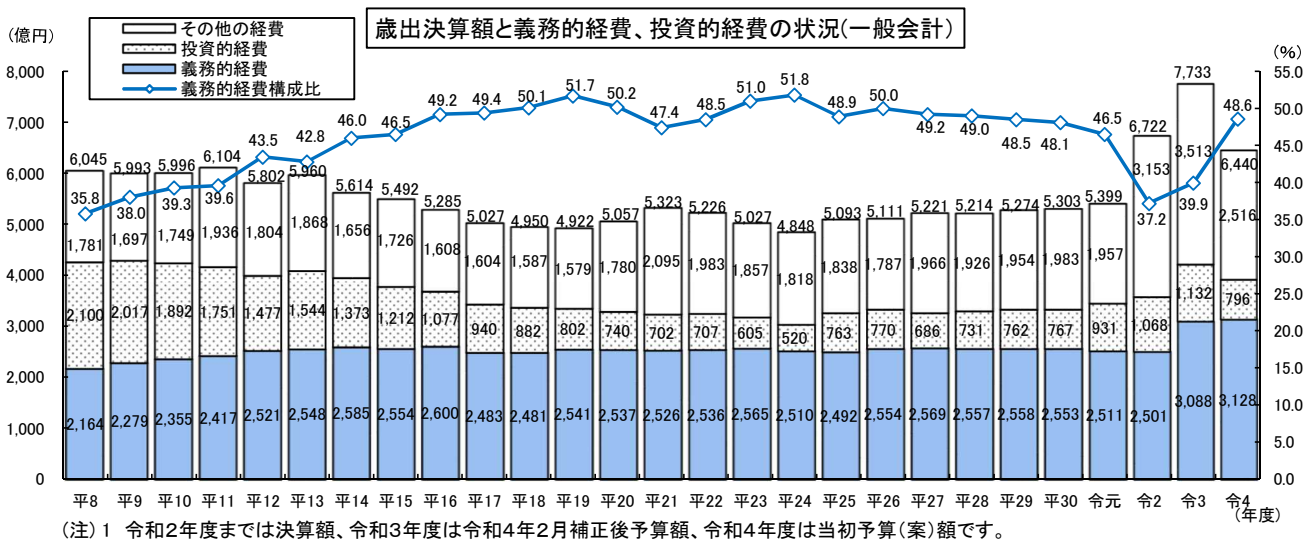
(3) 県の財政状況

一般会計の歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取組等により年々減少していましたが、平成20年度以降は、増加あるいはほぼ横ばいで推移し、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策経費の増等により、令和元年度と比べて大幅な増となっています。

主な内訳を見ると、人件費、扶助費、公債費を合わせた、いわゆる義務的経費は令和2年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費や社会保障関係費の自然増等で増加しています。

また、投資的経費は、会館等の新規整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直し等を行ってきた結果、大幅に減少していましたが、令和元年度から令和3年度にかけて国の防災・減災、国土強靱化対策に基づく事業の増等により、増加しています。

今後、社会保障関係費の増加や臨時財政対策債を除く実質的な県債残高の増加等が見込まれることから、平成31年3月に策定した「滋賀県行政経営方針2019」に基づき、引き続き、歳入歳出両面にわたり財政健全化の取組を進めていく必要があります。



滋賀県行政経営方針2019(令和元年度～令和4年度)

視座3「財源」

(2) 財源不足への対応

① 歳入確保

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 | イ 地方税財源の充実強化 |
| ウ 受益者負担の適正化 | エ 県有資産の売却・利活用 |
| オ 自主財源拡充に向けた歳入確保の積極的な推進 | |

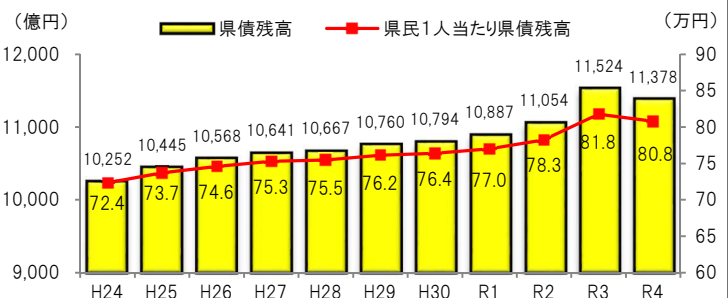
② 歳出見直し

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 政策的経費 | イ 公共事業費 |
| ウ 内部事務費・施設管理費 | エ 公営企業に対する繰出金 |

(参考)

県の借金である県債残高(臨時財政対策債を含む)は増加しており、令和4年度末には約1兆1,378億円となる見込みです。

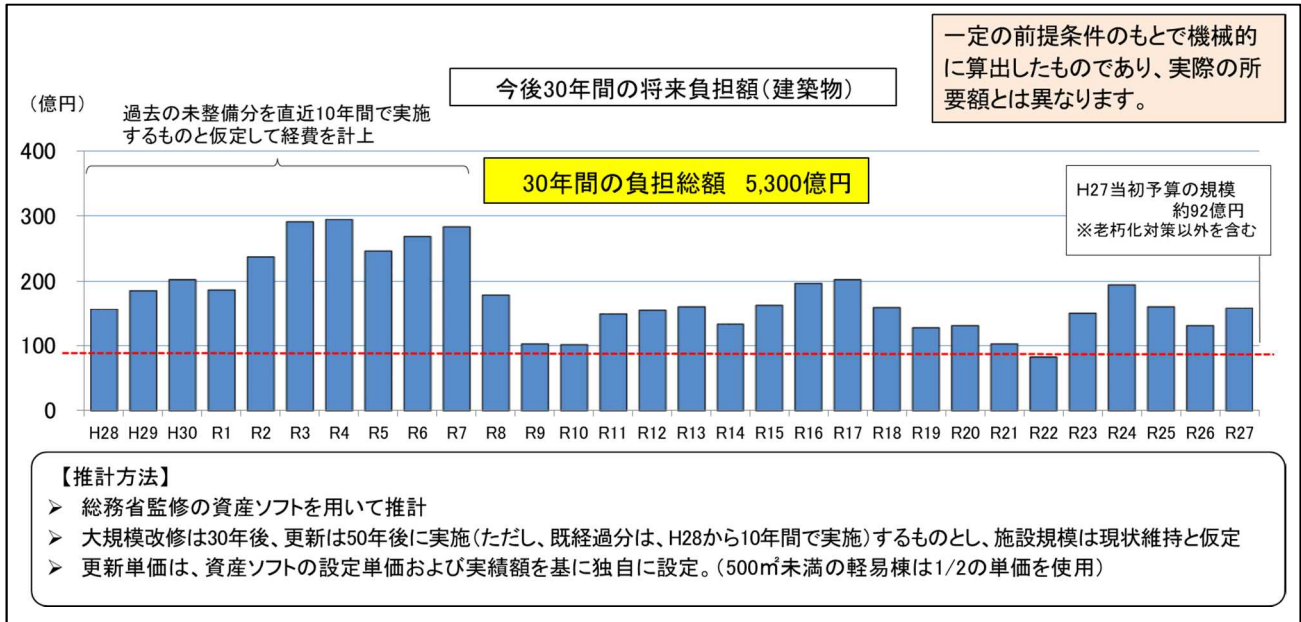
これを県民1人当たりで見ると約80.8万円となる見込みです。



(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

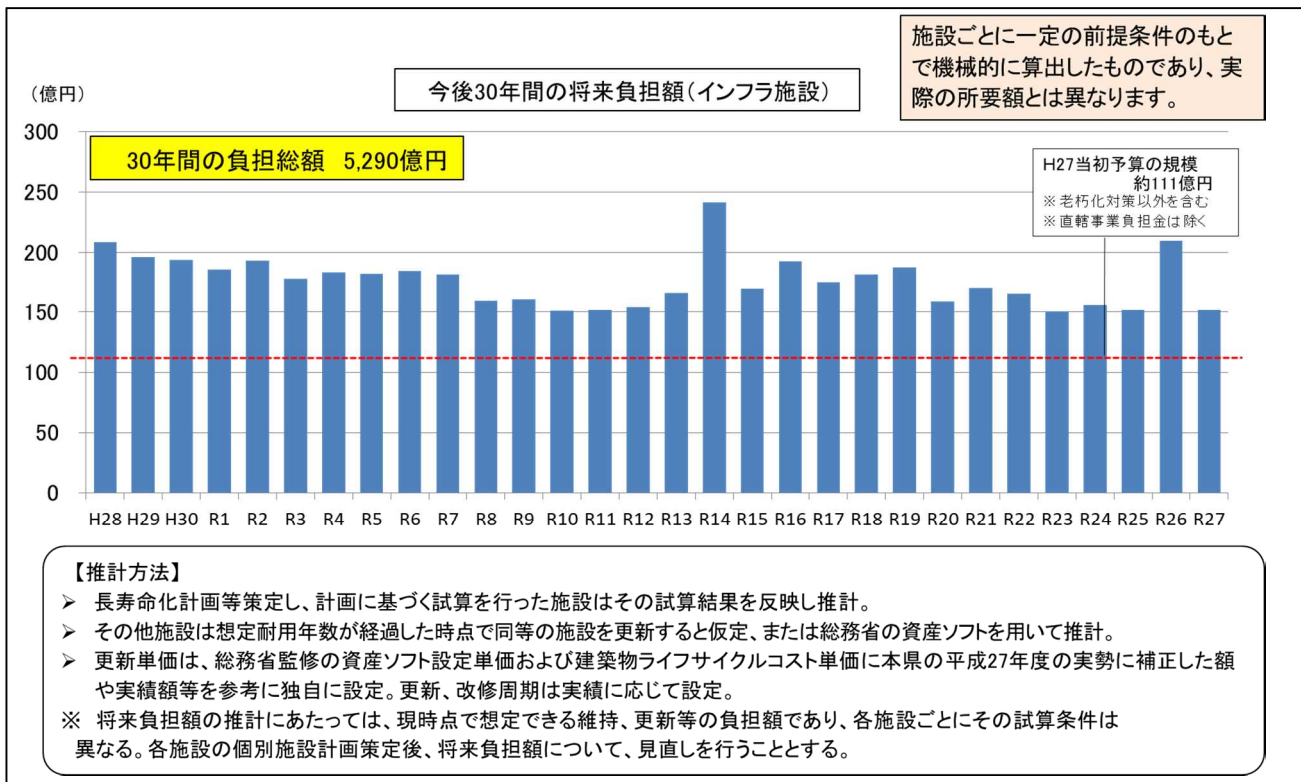
①建築物

建築物について、下記の前提条件のもとで平成 28 年度から今後 30 年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で 5,300 億円程度、単年度平均で約 177 億円となり、建築物に係る平成 27 年度の当初予算（約 92 億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



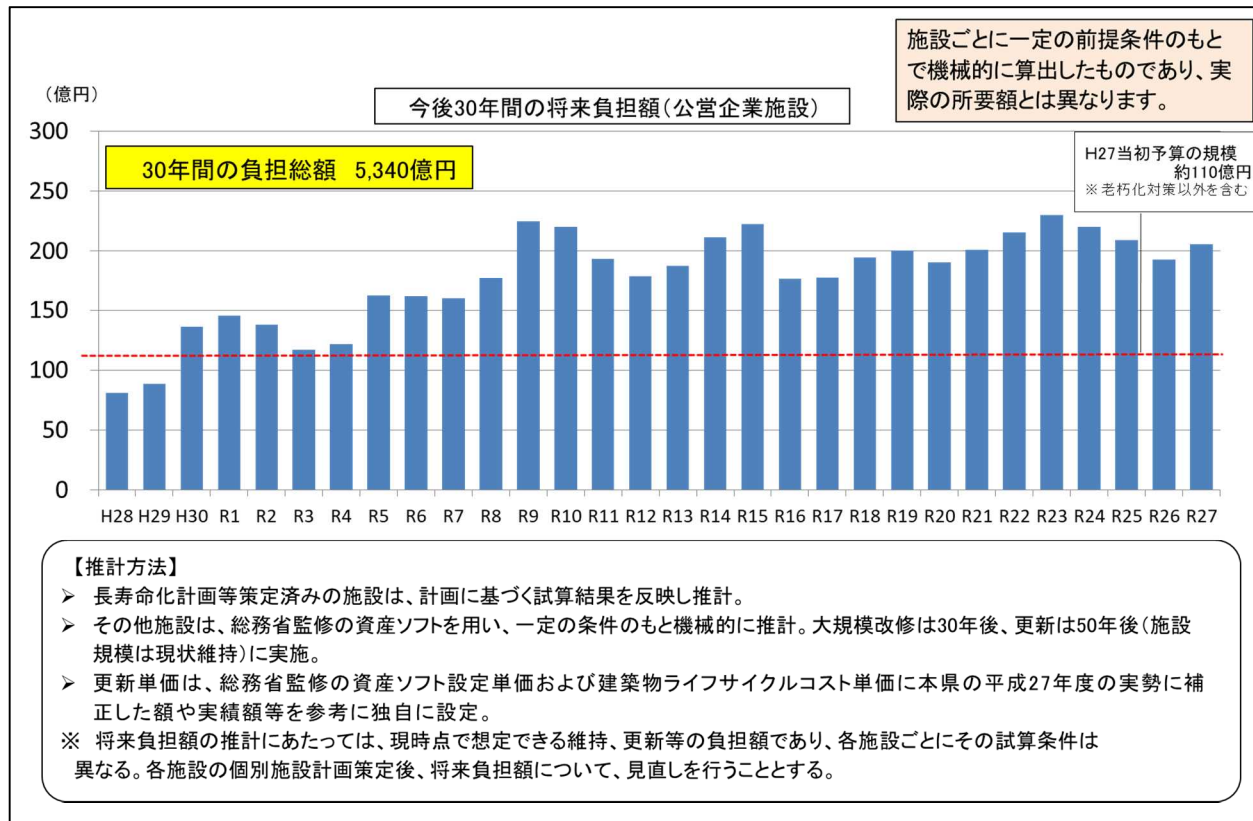
②インフラ施設

インフラ施設について、下記の前提条件のもとで平成 28 年度から今後 30 年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で 5,290 億円程度、単年度平均で約 176 億円となり、平成 27 年度の当初予算（約 111 億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



③公営企業施設

公営企業施設について、下記の前提条件のもとで平成28年度から今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,340億円程度、単年度平均で約178億円となり、平成27年度の当初予算（約110億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



このように、建築物、インフラ施設、公営企業施設のいずれにおいても、施設の老朽化に伴う財政負担の大幅な増加が見込まれており、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくためには、財政負担の縮減および平準化に向けた取組を計画的に進めることが重要です。

2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状および課題に関する基本認識等

社会基盤や様々なサービス提供の場である施設は、県民生活に密接に関わっているだけでなく、経済活動を支えていく上においても重要な役割を果たしているところですが、1. 公共施設等の現状および将来の見通し（P4～P10）を踏まえると、本県としては今後、特に以下の2点に留意する必要があると考えています。

① 公共施設等の老朽化の進行への対応

今後、施設の老朽化の進行に伴い、県民サービスと県財政の2つの面において、影響が懸念されます。

まず、県民サービスへの影響としては、施設の機能劣化等に伴い、適切に維持管理することが困難となり、サービス水準の低下を招くおそれがあります。

次に、県財政への影響としては、これまでは、施設の維持管理経費を中心とした経常的な支出が中心でしたが、加えて、今後は、老朽化に伴う大規模改修や更新等の経費の負担増も見込まれます。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況の大幅な好転が見込めない中、こうした負担増が集中すると、今後の財政運営に大きな影響を与えるほか、通常、更新等の投資的経費には地方債を充当することから、現役世代だけでなく、将来世代の負担増にもつながることになります。

このため、今後の対策として、施設の劣化や老朽化の進行を極力抑え、より長く使うための「長寿命化対策」や計画的な更新・改修に取り組み、コストの縮減・平準化を極力図るとともに、指定管理者制度などのPPP⁵/PFI⁶等による民間活力の活用、新技術の導入等により、一層のサービス・利便性の向上に努める必要があります。

② 人口減少をはじめとする社会経済情勢等の変化への対応

人口減少局面に入ったとされる本県においては、今後、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化により、中長期的にみると施設に対する需要が低下することが予想されるほか、道路や上下水道、農業水利施設などの社会インフラの維持が困難になることも懸念されます。

もとより、施設の中には、大規模建築物のように地域のシンボリック的存在であったり、地域経済や地域の活性化に寄与している施設もあり、このような視点からも引き続き大きな役割が期待されているものと考えます。

一方、右肩上がりの時代に整備されてきた全ての施設を現状の規模のまま維持し続けることは、1（4）維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し（P9）でも示しているとおり、財政的に極めて困難であり、効率性の面からも適切ではありません。

今後の財政面での課題および県民の負担によって維持されている公的財産である点を考慮すると、様々な社会経済情勢の変化を踏まえて、県立施設としてのあるべき姿を常に意識し、役割を終えたと判断されるもの等については、利用者や地域住民の理解を得ながら、廃止や転用等を図るなど、施設総量の適正化に努めていくことが大切となります。

⁵ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

⁶ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

また、施設には、共生社会の実現、温室効果ガスの排出量削減、木材利用を通じた二酸化炭素の固定、吸収源や県土の保全等に立った森林づくりなど、新たな社会的要請への対応や更なる安全・安心の確保、誰もが利用しやすい施設づくりへの配慮といった観点から、先導的役割を担うことも求められており、今後とも、本県を取り巻く環境変化に柔軟かつ適切に対応していく必要があります。

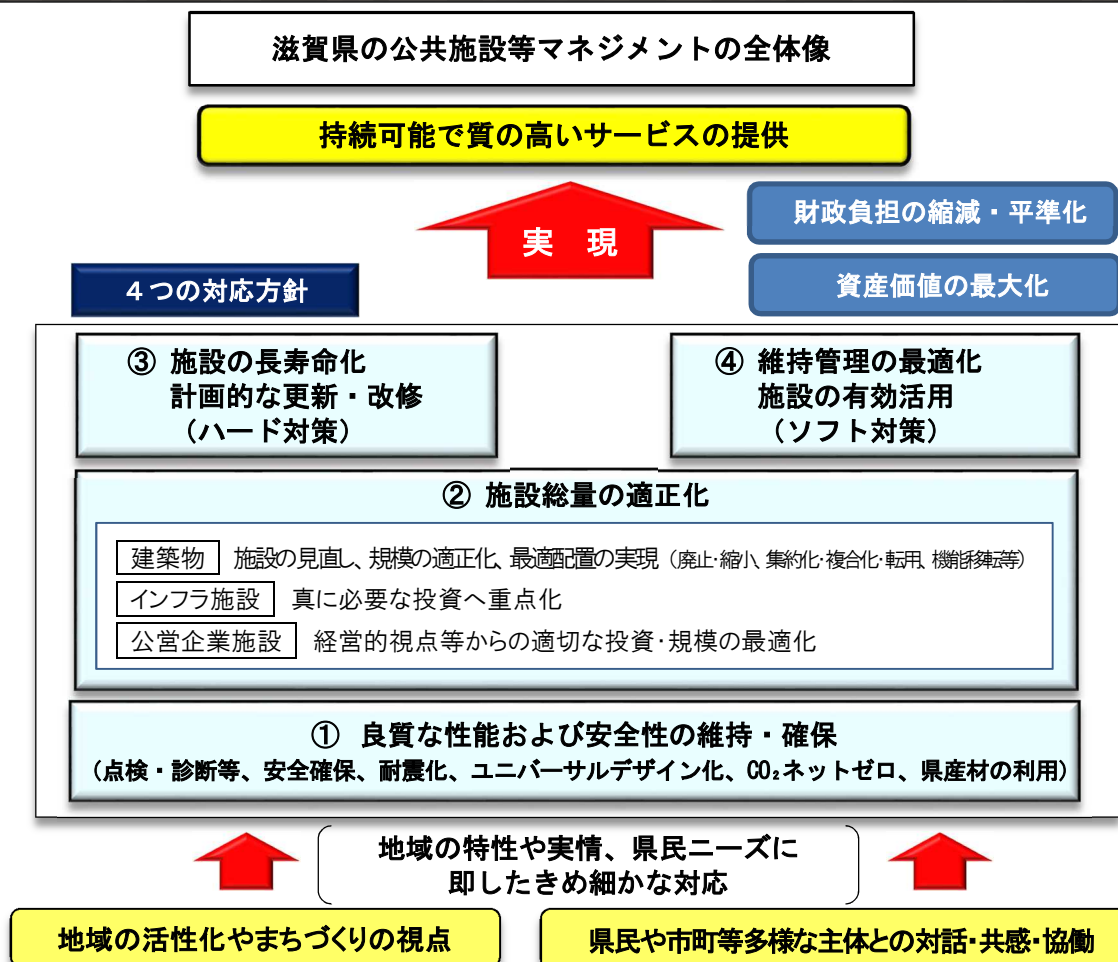
さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症による県の社会経済への変化が、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に与える影響について、適切に対応していく必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)の課題に対応し、今後とも持続可能で質の高いサービスを切れ目なく提供していくため、次の4つの対応方針に基づく施設マネジメントを展開し、財政負担を縮減・平準化しながら、資産価値の最大化を図ります。その際には、施設を通じた地域の活性化やまちづくりの視点にも留意しつつ、県民の皆さんや市町、企業、NPO、公益法人等多様な主体との対話・共感・協働を十分に図ることによって、それぞれの地域の特性や実情、県民ニーズに即したきめ細かな対応に努めていきます。

<対応方針>

- ① 良質な性能および安全性の維持・確保
- ② 施設総量の適正化
- ③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修
- ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用



※ 施設ごとの方針については、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」（P28～）において掲載

① 良質な性能および安全性の維持・確保

将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要です。

そのため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を図ることで事故の未然防止および施設の安全確保を図ります。

また、災害発生時において、利用者の安全やライフラインの確保、更には、避難所や物資・人員等の拠点機能、緊急輸送を確保するための必要な機能等が十分発揮できるよう、日常の適切な維持管理と、「滋賀県地域防災計画」や「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく耐震化の取組等の着実な推進を図ります。

(ア) 点検・診断等

日常点検や巡視、パトロール等により、施設の状況を常に確認するとともに、利用や事故、災害等に伴う施設の劣化や損傷等の不具合の状態を的確に把握します。また、一定の基準による点検・診断等の結果を適切に集積し、以後の維持管理・点検・診断・修繕等に反映させていきます。

点検・診断の精度向上のため、点検技術に関する研修の充実、施設管理者の知識・技術の向上を図るとともに、点検方法やメンテナンスサイクルの見直しを継続的に行う中で、知見やノウハウを蓄積し、より効果的で効率的なメンテナンスサイクルの構築を目指します。

(分野ごとの方針)

建築物

平成27年度に策定した「県有施設点検マニュアル」に基づき、各施設において点検を適切に実施し、劣化状況等について評価（診断）を行います。

また、長寿命化対象施設については、「施設点検調査」を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況を踏まえた長期保全計画を作成します。

インフラ施設・公営企業施設

インフラ施設等の老朽化の状況については、利用状況や設置された自然環境等により施設ごとに異なることから、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施することにより施設の劣化状態を的確に把握します。

<具体的な取組内容>

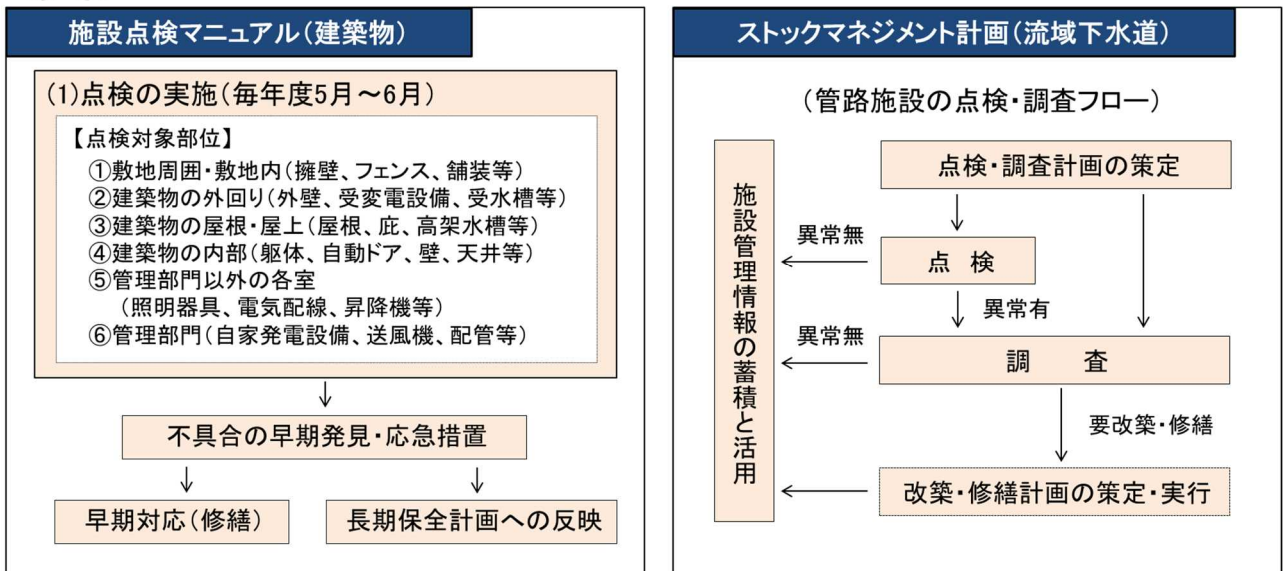
【道路施設】法令に基づき5年に一度の近接目視による定期点検の実施（P37）

【県営住宅】点検マニュアルに基づく定期点検の実施（P49）

【交通安全施設】年1回の定期点検による確実な把握（P55）

【流域下水道施設】ストックマネジメント計画に基づく定量的な指標による状況把握（P61）

(参考)



(イ) 安全確保

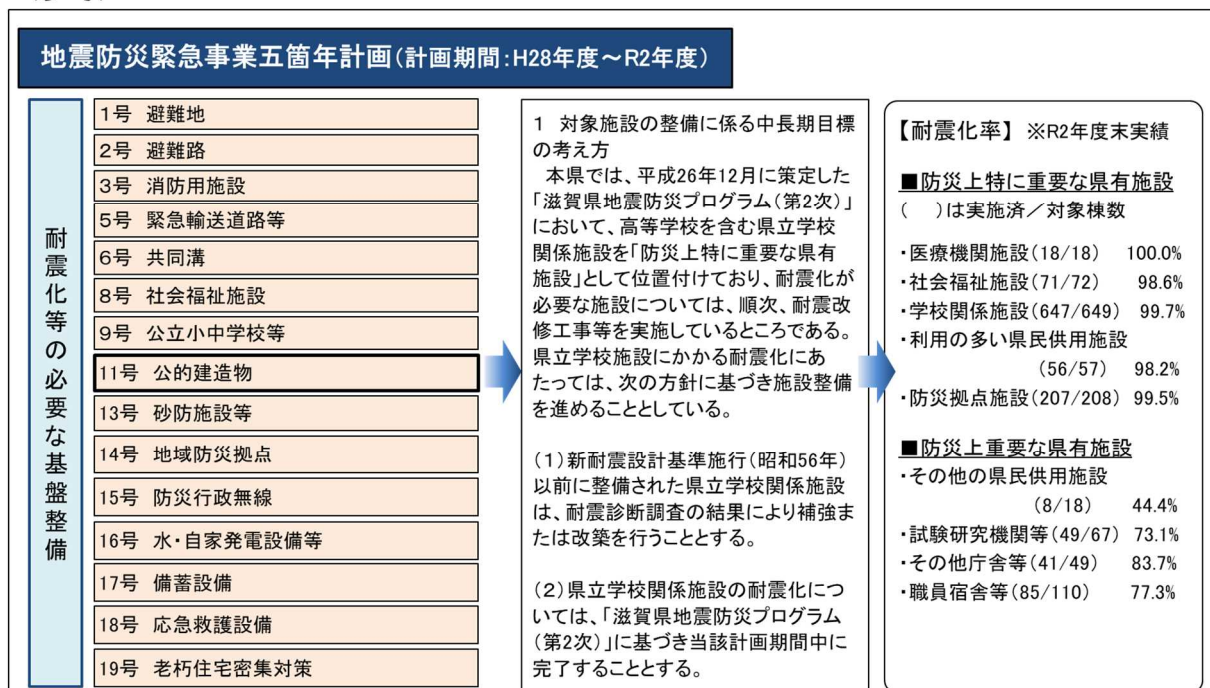
施設の劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害等につながることを防ぐよう、点検・診断等による危険箇所等の早期発見・早期対応のほか、同種類似リスクへの対応を確実にし、事故の未然防止・安全の確保に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、各施設では業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を図ります。さらに、防犯・防災上の取組についても、積極的に推進します。

(ウ) 耐震化

施設は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点機能や物資、人員の輸送機能としての重要な役割を併せ持っていることから、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な耐震対策を実施していきます。また、その実施に当たっては、施設の修繕等との一体施工などトータルコストの縮減に努めます。

(参考)



（エ）ユニバーサルデザイン化の推進方針

全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、その人らしく活躍できる共生社会の実現には、社会的障壁⁷を取り除くことが重要です。

年齢、性別、能力、体格などの多様な違いを踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるよう、必要かつ合理的な配慮の提供を適切に行うとともに、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、計画期間である令和 7 年度までに整備する必要性の高い施設について、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進します。

（オ）CO₂ ネットゼロの推進方針

近年の気候変動の影響や 2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた国内外の情勢を踏まえ、環境と経済・社会活動をつなぐ循環が実現され、かつ気候変動の影響にも対応した脱炭素社会の構築が必要であるとの観点から、「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」に基づき、公共施設における機器の高効率化、高断熱化および再エネ導入手法を検討した上で、次の取組を進めます。

（予防保全）

機器の高効率化に資するものは、優先順位を高めて推進します。

（更新・改修）

施設の更新・改修は、「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」に基づき、施設の基本計画策定時から、総合的な省エネや再エネ技術の導入について、率先垂範を意識して推進します。

（カ）県産材（木材）の利用推進方針

滋賀県が締結する契約に関する条例に基づき、県産材および県産品の利用を通じて地域経済の活性化を図ります。

特に県産木材の利用は、林業、木材産業の活性化や森林保全に加え、炭素の固定を進め、CO₂ ネットゼロ社会づくりに貢献することから、下記により推進します。

（公共建築物）

県産木材の安定供給に向けた取組（林道、作業道等の路網整備、機械化による生産性の向上、県産木材の加工・流通体制の整備等）を図りながら、「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、原則として木造化を図るとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を推進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるに当たっては、積極的に滋賀県産木材を活用します。

（公共工事）

公共工事においては、「公共事業環境こだわり指針」の活用等により、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めており、木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用します。

⁷ 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

② 施設総量の適正化

今後の社会経済情勢の変化や人口減少等に伴う利用ニーズの変化等を踏まえながら、維持管理費や更新費をできる限り抑制するため、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう、以下の考え方により継続的に取組を進めていきます。

(分野ごとの方針)

建築物

- ・ 本方針の期間終了時点（令和 7 年度）の県全体の施設総量（延床面積）が平成 27 年度末より増加しないことを基本に、以下の取組を進めます。
- ・ 既存施設については、全ての建築物を対象に実施した「施設評価（施設の棚卸し）」の結果に基づき、着実に施設の廃止や縮小等の見直しを進めます。

また、現状等をデータに基づき客観的に把握・分析した上で、将来の利用動向の変化を見据えた施設規模の適正化、国や市町の施設との連携、地域の活性化や県民サービスの向上等を考慮した施設の最適配置の実現といった観点から、今後とも継続的に個別施設ごとの検討を進めていきます。

なお、平成 27 年度末は 490 施設、延床面積 1,476,693 m²であったのに対し、令和元年度末では 460 施設、延床面積 1,466,673 m²と推移しています。

<施設評価（平成 27 年度）の概要>

1. 趣旨

- ・ 県が所有する建築物について、老朽化の程度、現在の利用状況や将来のニーズの見通しを踏まえ、長期的な観点から現有建築物の用途や規模の見直しを行うことにより、総面積の縮小を図る。
- ・ 対象は、現在県が所有する建築物（インフラおよび企業会計に係るものを除く。）494 施設 1,466,940 m²
- ・ 建築物単位で、将来の方針を次の区分のいずれかに分類（長期的な方針を判断するものであり、10 年以上先の実施を見込むものも含む。）
 (ア) 廃止（機能と建築物の廃止） (イ) 縮小 (ウ) 統合（複合化・共同利用・転用を含む）
 (エ) 機能移転 (オ) 当面存続
- ・ 見直しの結果、当面存続することとした施設等については、管理運営上の課題を明らかにし、今後の運営改善の方針・目標を設定。

2. 評価実施に当たっての主な視点

定性的な視点

- ・ 施設で行う行政サービスの政策的必要性、費用対効果
 （施設の機能は、将来も県の政策目的上必要なものか。）
- ・ 行政サービスその他施設での代替可能性
 （機能が必要である場合、民間や他の自治体等の施設で提供される機能では代替できないか。）
- ・ 県有かつ専用の建築物を使用する必要性
 （他の県有建築物の活用や、民間建築物の賃貸、費用補助への変更等ができないか。）

定量的な視点

- ・ 施設規模と利用者数の状況
- ・ 稼働率、定員充足率の状況
- ・ 将来の施設需要の見通し
- ・ 老朽化の程度、維持管理費の水準

3. 全体概要

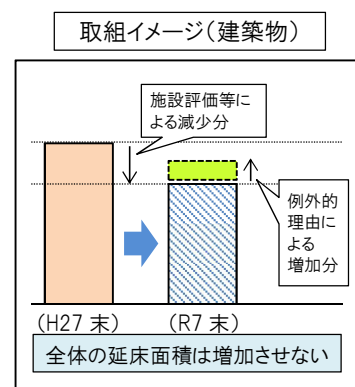
施設総量 494 施設 1,466,940 m²（平成 26 年度末（県立学校については平成 27 年度末見込み）現在）

	見直し対象施設 計			うち廃止		うち縮小		うち統合・複合化・共同利用		うち移転等	
今後 10 年以内に建築物の見直しを行う施設	88 施設	55,652 m ²	3.8%	64 施設	34,768 m ²	11 施設	5,967 m ²	11 施設	13,684 m ²	2 施設	1,233 m ²
将来、更新・改修を要する時点で建築物の見直しを行う施設	37 施設	30,044 m ²	2.0%	22 施設	23,267 m ²	3 施設	1,456 m ²	12 施設	5,321 m ²	0 施設	0 m ²
計	125 施設	85,696 m ²	5.8%	86 施設	58,035 m ²	14 施設	7,423 m ²	23 施設	19,005 m ²	2 施設	1,233 m ²

- 施設の整備（更新、新增設）時には以下の方針により、取り組みます。

＜具体的な取組方針＞

- 既存施設の有効活用を図り、施設の新増設は、原則として行わない。
- 施設の更新時には、既存施設の活用や集約化・複合化等を図り、延床面積を縮小することを基本とする。
 - 既存施設への移転のほか、施設の集約化や複合化について部局横断的に検討を行うとともに、市町や国の施設との合築や連携の可能性についても併せて検討し、効率的な施設整備を図る。
 - 施設規模は、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分想定の上、適正な規模を設定する。また、1つの施設で全ての機能を備えることを前提とするのではなく、既存施設に共同で利用可能な機能（会議室、ホール等）がある場合は、それらとの補完・連携も図り、必要な機能を確保する。
- 社会経済情勢の変化に伴う行政需要の変化や法令の要請等に対応するため、施設の新増設や更新時の規模拡大を図る場合にあっても、本方針の期間中の削減見込量の範囲内で整備を行う。



インフラ施設

- 県民の生活に密接に関連し、安全確保や利便性の向上に不可欠な施設であるため、求められる役割を切れ目なく果たすことができるよう、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮しながら真に必要な投資へ重点化するとともに、時代とともに変化する社会の要請を踏まえた施設規模の適正化等を図ります。

＜具体的な取組内容＞

【県営住宅】長寿命化計画に基づき、集約建替や用途廃止を実施する。（P49）

【農業水利施設等】情報を関係者で共有し、経済的かつ効率的な施設規模・能力を決定（P51）

公営企業施設

- 将来にわたる収支バランスなどの経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行います。
- 将来的な利用ニーズの動向などを踏まえ、施設・事業規模の最適化について検討を行うとともに、新技術の活用等により、施設の効率化が可能な場合などは施設配置の最適化などについても検討します。

＜具体的な取組内容＞

【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討（P63）

③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図ることにより、長寿命化を図ります。

こうした長寿命化対策の実施に当たり、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定しており、計画的に行うこととします。

また、老朽化が著しい施設については、箇所ごとに更新や改修の緊急性・必要性、投資効果、LCC（ライフ・サイクル・コスト）⁸等を十分見極めながら、選択と集中の徹底を図り、限られた財源の中で、地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金⁹も有効に活用しながら、計画的な更新・改修を図ります。

なお、施設の使用可能な期間は、その置かれた状況により大きく異なることから、点検・診断等の結果に基づき、施設ごとの状況を見極め、きめ細かく判断することとします。

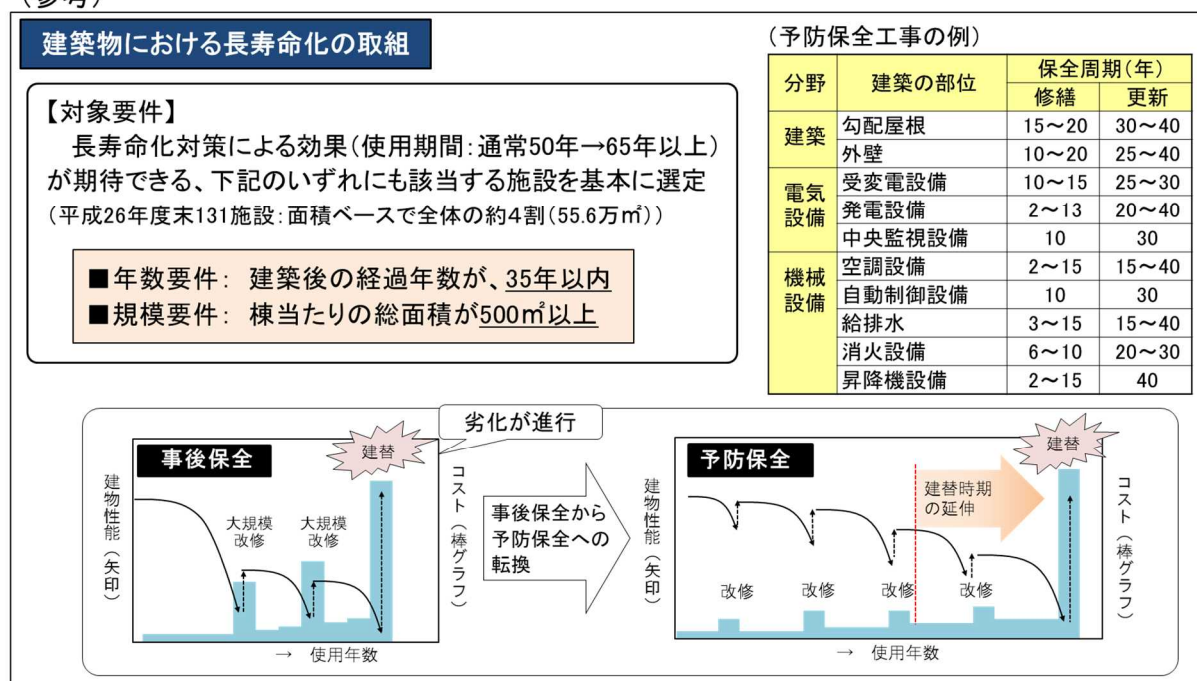
（分野ごとの方針）

建築物

- 原則、建築後 35 年以内かつ 500 ㎡以上の建物（長寿命化対象施設）において、長寿命化対策（予防保全）を計画的に実施し、建物の使用期間の延伸を図ります。

なお、具体の対策は、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づく「長期保全計画」を施設ごとに作成し、中長期的なトータルコストも把握した上で、計画的に実施します。

（参考）



⁸ 計画・設計・施工から、運用・維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

⁹ 建築物の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進することを目的に平成 27 年3月に設置した基金。

- ・ 長寿命化対策を講じない施設（比較的古い施設）等については、「更新・改修方針」を策定し、選択と集中のもとで、緊急性が高いものから優先的に事業化を図ります。
なお、その際には、②「施設総量の適正化」および④「維持管理の最適化、施設の有効活用」の具体的な取組方針に掲げた考え方にに基づき、対応します。

インフラ施設・公営企業施設

- ・ 既に長寿命化計画を策定し対策を実施している施設については、予防保全の実施を基本として、国等の基準による施設ごとに定めた対策により、長寿命化対策を進めます。
- ・ 施設の更新に当たっては、施設の特性、ストック効果、緊急度等を踏まえて、重点化を図ります。また、LCCを低く抑えられ維持管理がしやすい構造となることを念頭に置くとともに、実施時期の調整を行うことにより財政負担の縮減・平準化を図ります。
- ・ 修繕に当たっては、利用条件や設置環境等の状況を再確認のうえ、合理的な対策を選択することにより、コスト縮減を図ります。

<具体的な取組内容>

【交通安全施設】信号柱（鋼管柱）建柱の際の防食塗装の実施（P55）

【流域下水道施設】ストックマネジメント計画に基づいて、計画的かつ効率的な改築更新を行う。（P61）

【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」による計画的な施設更新を行う。（P63）

④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

施設は、県民の皆さんの負担によって維持されており、利用者・納税者の方々に満足いただけるよう、経営的視点を取り入れながら、利用者目線に立ったサービスの向上や一層効果的・効率的な維持管理（維持管理の最適化）を行っていく必要があります。

その際、民間活力の活用については、民間の創意工夫を生かした低廉かつ良好なサービス提供に向け有効な方策であるのみならず、民間の事業機会の創出による経済活性化等にも資することから、積極的な取組が必要と考えています。

また、施設には、社会基盤やサービス提供の場といった本来の役割に加え、様々な観点から施設を有効に活用することで、その価値を高めていくことも求められています。

こうした観点を踏まえ、施設の日々の管理運営に当たっては、以下の考え方により対応していきます。

(ア) 維持管理の最適化

- ・ 施設の運営に当たっては、主な施設ごとの定量的な管理目標の設定・評価、類似施設間のコスト比較、新技術の積極的な活用、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入など、経営的視点を取り入れながら、維持管理の最適化を図ります。
- ・ 施設に関する情報発信を図りつつ、県民参加型事業の実施など県民の主体的な活動による施設運営を促進する観点から、利用者はもとより、地域住民をはじめとした多様な主体が施設の運営や事業に関わる仕組みを検討します。

(分野ごとの方針)

建築物

- ・ 施設の整備（更新、新增設）計画立案時には特に、個別の施設ごとにＬＣＣを把握した上で、その低減に向けて歳入確保・歳出削減、民間活力の活用等によりサービスの向上などを積極的に推進します。

<具体的な取組方針>

- 更新（新增設）する全ての施設についてＬＣＣの把握・低減策の検討を行う。また、整備費が一定規模以上の施設については、原則、ＰＦＩ方式等の導入可能性の検討を行い、制度的な支障がなく、かつ、一定以上の効果が見込まれる場合は、その積極的な導入を図る。
 - 更新（新增設）による施設の付加価値向上や機能の見直しに併せて、歳入確保策や、維持管理費等の歳出削減策をハード・ソフト両面から検討し、具体的な内容を定めた取組方針を施設ごとに策定する。
- ・ 民間活力の活用という点でこれまで公の施設の運営において一定の効果が表れている指定管理者制度¹⁰について、サービスや安全面でのモニタリングを強化するなど、利用者である県民の皆さんや指定管理者の声をよく伺いながら、制度運営の検証・改善を図り、より効果的に活用していきます。

¹⁰ 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の削減を図っていく制度。本県では平成 16 年度に導入し、民間の発想・創意工夫を生かしたサービス向上に伴う施設利用者数の増や、県の支出する管理料の減といった効果が表れている。

●延べ利用者数（利用者数を把握している 30 施設） 増約 41.7 万人増（11.7%） H17～19 年度平均 356.1 万人 → H26 年度実績 397.8 万人
●管理料（県営住宅を除く 39 施設） 単年度の縮減効果額▲8.0 億円（▲19.0%）H17 年度決算額（制度導入前）41.5 億円 → H28 年度当初予算額 33.5 億円

(イ) 施設の有効活用

- ・ 環境、エネルギー、福祉、産業等に関する先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の場として、引き続き施設を有効に活用します。

<具体的な取組例>

環 境

- 農業濁水（排水）対策（農業水利施設）
- 夏場のヒートアイランド現象を抑制し、水循環の改善を図るため、透水性の高い舗装材の採用などについて検討（道路施設）
- 建設発生材の減量化、再利用等、資源の有効利用

エ ネ ル ギ ー

- 農村地域における小水力発電の導入促進（農業水利施設）
- 湖西浄化センターにおける下水汚泥の燃料化（流域下水道施設）
- 姉川ダムにおける水力発電事業（治水ダム）
- 防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギーの導入（学校）
- 建築物の「屋根貸し」による太陽光発電事業（建築物）
- 「矢橋帰帆島」における大規模太陽光発電事業（流域下水道施設）

福 祉

- 淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム（H14. 3月策定）に基づく施設の点検・改善
- 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進（庁舎、福祉関係施設等）

産 業

- 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」（R3. 9月策定）に基づく県産木材の利用拡大に向けた取り組み
〔 県産木材を利用した、木造化・内装木質化等の推進（建築物等）
木材の特性を生かせる施工箇所への県産木材の利用（インフラ施設等） 〕
- 新製品の試作や製造にかかる技術開発等の支援（テクノファクトリー）

- ・ 投資と活用を一体的に考え、施設本来の効用の発揮による県民サービスの提供はもとより、ネーミングライツ¹¹や広告事業、余剰スペースの貸付けなど施設を活用した歳入確保策についても積極的に推進します。
- ・ 利用ニーズが低下した施設や、新型コロナウイルス感染症対策の中で新たな役割が明らかになった施設など、利活用の可能性があるものについては、県民の皆さんや国、市町、民間事業者など多様な主体との協働・連携のもとで、具体的な利活用の方策を検討し、財産の有効活用を図ります。

なお、今後、利活用の可能性がない資産については、所在市町における利活用の意向を踏まえた上で売却等を進め、歳入確保に努めます。

- ・ 歴史的価値のある施設については、保存や次世代への継承の観点から有効活用を検討します。

¹¹ 公共施設等の愛称を命名する権利、いわゆる「命名権」のこと。公共施設等の安定した運営を確立し、県民サービスの向上に寄与するための制度。

＜参考＞ 建築物に係る経費の将来見込み（対策後）

これらの対応方針のうち、特に、後年度負担の縮減・平準化に資する「施設総量の適正化（施設評価）」および「施設の長寿命化」の取組を踏まえて、９ページに掲げた「建築物」の経費の将来見込みを算出し直すと以下のとおりとなります。

長寿命化等の対策により、中長期的には予算上の効果が期待される一方で、依然として、現行水準を上回る負担が見込まれることから、今後、更新・改修事業の絞り込みや施設総量の更なる縮減等の取組が必要です。

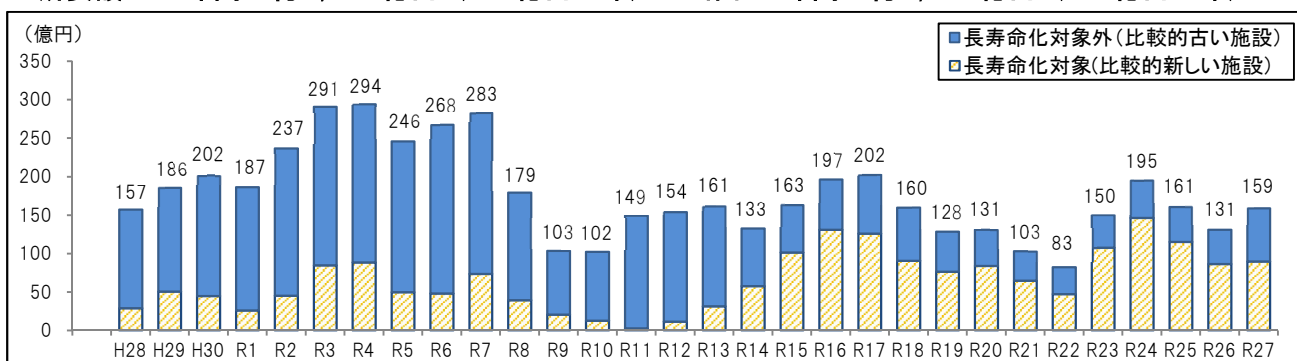
今後 30 年間の将来負担額の推計

※国体等の個別事業の影響は除く。

対策前

→ 全ての施設について大規模改修を 30 年目、更新を 50 年目に実施するものとして所要額を推計
(施設規模は現状維持と仮定)

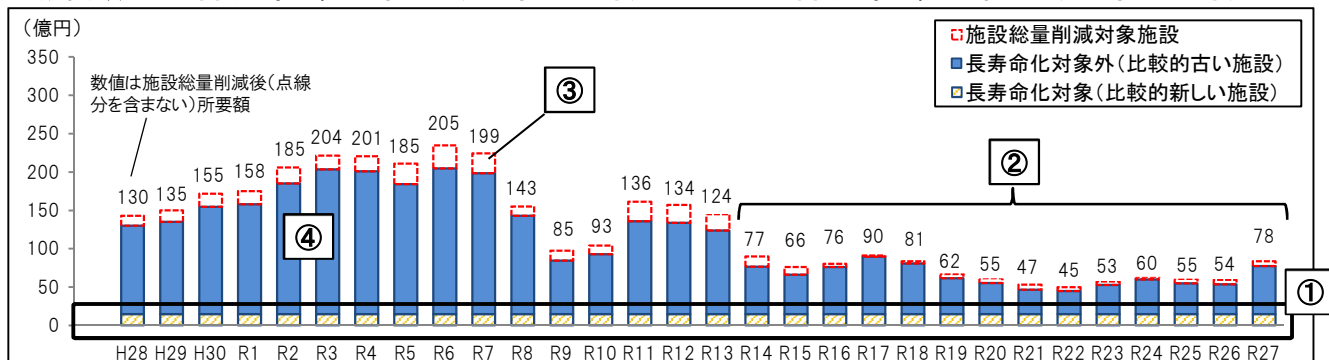
所要額：30 年間 約 5,300 億円（177 億円／年） 当面 10 年間 約 2,350 億円（235 億円／年）



対策後①（長寿命化＋施設総量の適正化）

30 年間で約▲1,930 億円
平均で約▲65 億円／年の削減

所要額：30 年間 約 3,370 億円（112 億円／年） 当面 10 年間 約 1,750 億円（175 億円／年）

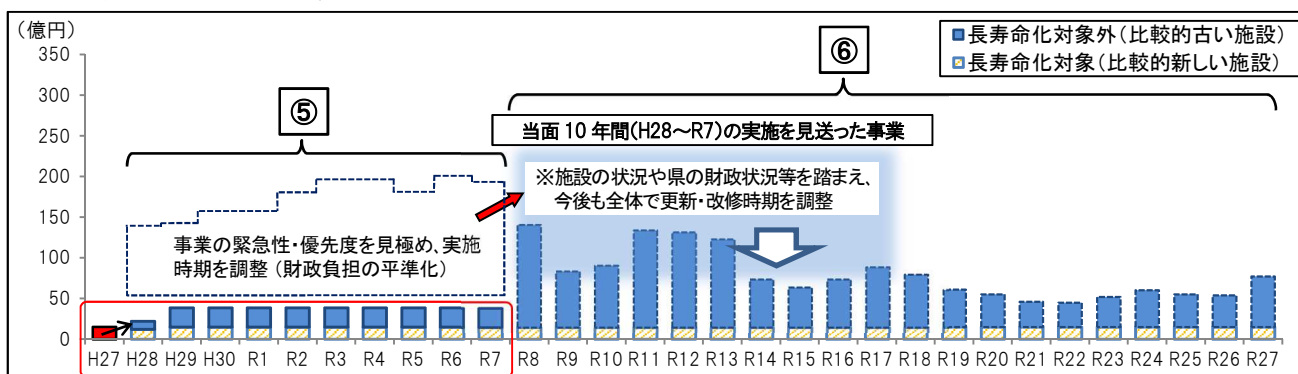


効果等

- 長寿命化対象施設（対策前）約 1,990 億円 →（対策後）約 450 億円 約▲1,540 億円の削減効果
(グラフ①) 事後保全(大規模改修)から予防保全(毎年度 15 億円程度を想定)に転換することによる負担の平準化
(グラフ②) 予防保全により、使用期間が延伸(50 年→65 年以上)されることによる負担の平準化
- 長寿命化対象外施設（対策前）約 3,310 億円 →（対策後）約 2,920 億円 約▲390 億円の削減効果
(グラフ③) 施設評価による見直し(廃止・縮小等)により、将来の大規模改修・更新経費(約 390 億円)が不要
(グラフ④) 更新・改修時期の調整など財政負担のさらなる縮減・平準化に向け対策が不可欠

対策後②（対策後①から、長寿命化対象外施設の更新・改修時期を調整）

所要額：30年間 約3,370億円（112億円／年） 当面10年間 約360億円（36億円／年）

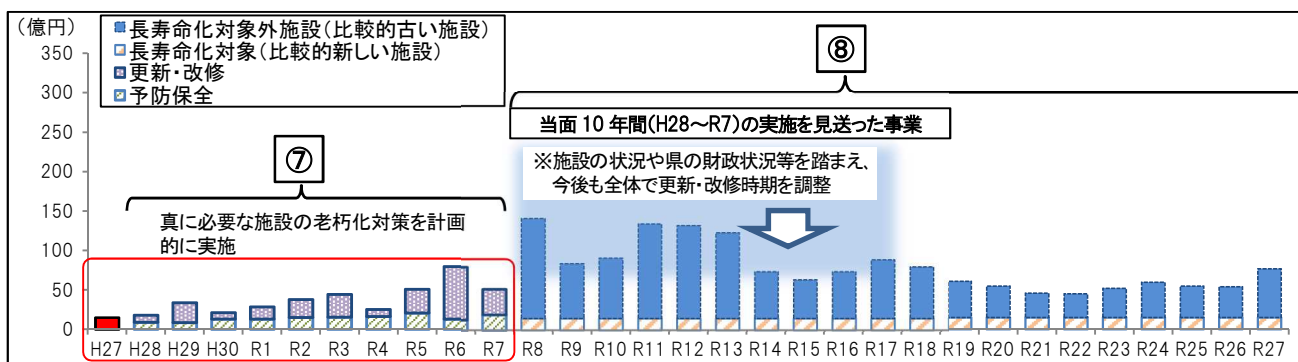


効果等

■長寿命化対象外施設 個別施設ごとの老朽化等の状況をきめ細かく見極め、財政負担を平準化
 (グラフ⑤)「更新・改修方針(H28～R7)」に基づき、緊急性や優先度が高い事業を絞り込み(実施時期の調整)
 (グラフ⑥) R8以降も、各施設の状況を踏まえ、更新・改修時期をきめ細かく調整し、財政負担の平準化に努める。

対策後③（対策後②から、これまでの老朽化対策や状況変化を踏まえて、必要な事業を追加）

所要額：30年間 約3,487億円（116億円／年） 10年間（H28～R7）約390億円（39億円／年）



老朽化対策予算
 (小規模な改修等除く)

H27 予算 約17億円 ⇒ R3 予算 約45億円

※令和4年度から令和7年度までに、予防保全と更新・改修事業で200億円程度を想定

効果等

(グラフ⑦)「更新・改修方針」および「長期保全計画」等に基づき、真に必要な老朽化対策を実施するとともに、ユニバーサルデザイン化、CO₂ネットゼロおよび県産材(木材)の利用等を計画的に推進。
 (グラフ⑧) R8以降も、各施設の状況を踏まえ、更新・改修時期をきめ細かく調整し、財政負担の平準化に努める。

(参考) 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（平成28年度からの30年間）

(百万円)

		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額④-⑤	現在要している経費 (H28～R1の平均)
普通会計	建築物(a)	19,391	72,779	256,515	348,685	698,829	-350,144	2,533
	インフラ施設(b)	173,843	215,762	132,067	521,671	614,687	-93,015	70,700
	計(a+b)	193,234	288,541	388,582	870,356	1,313,516	-443,159	73,233
公営事業会計(c)		87,135	46,167	292,236	425,538	816,945	-391,407	45,802
地方独立行政法人(d)		1,323	1,595	2,935	5,853	35,566	-29,713	318
合計(a+b+c+d)		281,692	336,303	683,753	1,301,747	2,166,027	-864,279	119,353

※ 財源については、国の補助事業や交付税措置を有する地方債を活用するとともに、必要に応じて基金等の活用を検討します。

＜参考＞ 建築物に係る取組の状況（平成 28 年度～令和 2 年度）

「①良質な性能および安全性の維持・確保」「②施設総量の適正化」「③施設の長寿命化、計画的な更新・改修」については、計画的に取組を推進しました。

また、「④維持管理の最適化、施設の有効活用」については、今後もより一層、PPP・PFI や公民連携による民間活力の活用や、歳入確保につながる取組を推進する必要があります。

① 良質な性能および安全性の維持・確保

以下の取組により、順調に良質な性能および安全性の維持・確保が図られています。

■施設点検実施率（令和 2 年度）

98%（長寿命化対象施設（131 施設※休館中の 1 施設を除く））

② 施設総量の適正化

令和 2 年度末において、目標面積における 47%の適正化を図りました。引き続き、適正な施設総量となるよう、取組を推進します。

■施設総量

H27 年度末 1,476,693 m² → R2 年度末 1,456,948 m²

③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

予防保全と更新・改修のいずれも、概ね計画どおりに取り組んでいます。

■予防保全

長期保全計画に基づく平成 28 年度から令和 2 年度までの事業完了率（施設数ベース）

97%（事業完了施設数延べ 257 施設）

■更新・改修

更新・改修方針（H28～R7）に基づく事業完了率（施設数ベース）

72%（事業完了施設数 43 施設）

④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

8割を超える施設では、運営改善目標をほぼ達成していますが、施設利用者数等を目標に掲げた施設では、新型コロナウイルス感染症の影響等により達成できませんでした。

■運営改善目標の達成状況（令和 2 年度）

◇対象施設 146 施設

100%以上達成：17 施設 80%以上 100%未満：109 施設（※休館中を除く）

50%以上 80%未満：13 施設 50%未満：8 施設

■PPP/PFI 推進の取組（令和 2 年度）

◇近江学園の建替に係る PFI 事業のアドバイザリー契約（継続）

◇東北部工業技術センターの建替事業に伴う PFI 導入可能性調査の実施

◇県営住宅（新庄寺団地）の PFI 落札者の決定、契約締結および工事着手

■歳入確保の取組（令和 2 年度）

◇ネーミングライツ（施設） 2 件

◇県有地の売却（建物含む） 11 件

(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

①全庁的な取組体制の構築

4つの対応方針に基づく施設マネジメントを推進するため、平成 28 年 7 月に部局横断的な庁内組織として、「公共施設等マネジメント会議」を設置しました。

今後は、同会議等を活用して、本方針に基づく取組の推進や全庁的な調整を図るとともに、情報の集約化・有効活用、情報発信・オープンデータ化、民間活力の活用方策、技術部門と管理部門の連携強化を図っていきます。

また、分野ごとの特性に応じた、よりきめ細かな検討・調整を行うため、建築物分野とインフラ・公営企業施設分野のそれぞれで検討体制を整えるなど、更なる取組体制の強化等についても検討を進めます。

さらに、庁内関係課向けの研修会等を開催し、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ることにより、施設の適切かつ効果的な管理を推進します。

②情報管理・共有方策

施設のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、施設情報を適切に管理・蓄積し、それらに基づいて、施設の維持管理や整備を行うことが重要です。

施設の特性、整備や修繕等の履歴、維持管理コスト、余剰スペースなどの「施設管理情報」と、利用者の数やニーズ、運営改善の取組などの「施設運営情報」を、まずは各施設所管課において適切に管理し、類似施設間の比較分析等を行うことにより、維持管理コストの低減、予算の重点化、無駄な利用や重複施設の排除など施設管理の最適化に向けて、活用を図ります。

また、これまでは、各施設所管課において個別に施設情報が管理されていましたが、平成 28 年度に固定資産台帳を整備し、施設情報の集約化・共有化を進めました。今後、固定資産台帳を基に算出した有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）などのデータを踏まえながら、施設別に分析を行うなど、更新・改修等における効果的・効率的な検討に活用します。

さらに、ホームページ等を通じた情報発信や、オープンデータ化等により、利用者である県民や民間事業者等にきめ細かく情報提供を図るとともに、随時、各地域での出前講座や県民との意見交換の場を活用し、丁寧な説明を行うよう努めます。

また、施設の有効活用等の観点から、市町や国の機関とも情報共有を図り、有機的な連携に努めます。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

SDGs は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された 2030 年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17 のゴールと 169 のターゲットが定められています。

本県は、持続可能な滋賀の実現と SDGs の達成を目指しており、具体的には以下のとおり SDGs のゴール・ターゲットに貢献します。

ゴール	ターゲット	主な取組
7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 	7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	CO₂ ネットゼロの推進方針、施設の有効活用
9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	CO₂ ネットゼロの推進方針、施設の有効活用
11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	ユニバーサルデザイン化の推進方針
	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	県産木材の利用推進方針
	11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	点検・診断等、安全確保、耐震化、施設の長寿命化、計画的な更新・改修および維持管理の最適化、施設の有効活用
12 持続可能な生産消費形態を確保する 	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	県産木材の利用推進方針、施設の有効活用
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	CO₂ ネットゼロの推進方針、県産木材の利用推進方針

(5) P D C Aサイクルの実施方針

本方針で定めた内容について、毎年度、総務部行政経営推進課において、進捗状況や取組効果を評価します。その結果については、議会への報告をはじめ、県ホームページで公表することとします。

また、公共施設等を取り巻く環境（利用者の動向、施設の状況、県の財政状況、国の方針等）や施設整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを行います。

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 2. (2)「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」(P12)に基づき、各施設の適切な維持管理・修繕・更新等が行えるよう「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を定めます。
- 各施設の維持管理・修繕・更新等を行うに当たっては、施設類型ごとの長寿命化計画やこの基本的な方針に基づき、施設の安全性を確保することはもちろんのこと、施設のLCCが最小となるよう努めるとともに、施設特性を十分考慮した上で、効果的かつ効率的な維持管理の実現を図ることとします。

(建築物)

1.庁舎等	29
2.学校	32
3.警察施設	34

(インフラ施設)

4.道路施設	36
5.河川管理施設	38
6.港湾施設	40
7.治水ダム	42
8.砂防関係施設	44
9.公園施設	46
10.県営住宅	48
11.農業水利施設等	50
12.治山・林道施設	52
13.交通安全施設	54
14.その他施設	56

(公営企業施設)

15.公営競技事業施設	58
16.流域下水道施設	60
17.工業用水道事業施設・ 水道用水供給事業施設	62
18.病院	64

(地方独立行政法人)

19.大学	66
-------	----

※施設数等について特別な記載のないものについては、令和2年3月31日現在

※施設概要に記載している想定耐用年数は、耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数をもとに設定しており、この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません

※施設面積は少数一位を四捨五入しているため、合計値の一致しない箇所があります

1. 庁舎等

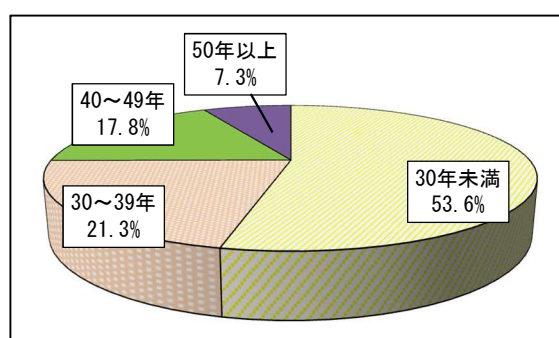
(1) 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(㎡)
庁舎等	14	85	97,331
文化施設	5	81	105,283
社会体育施設	11	33	71,450
職員住宅等	19	66	26,441
産業関係施設	23	344	84,089
福祉関係施設	23	168	53,373
保健関係施設	11	70	27,058
教育施設	1	10	7,691
その他行政施設	46	222	125,855
計	153	1,079	598,571

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	53	356,729	59.6%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	51	86,597	14.5%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	88	66,359	11.1%
500 ㎡未満	887	88,886	14.8%
計	1,079	598,571	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	401	320,941	53.6%
30 年～39 年	318	127,381	21.3%
40 年～49 年	253	106,798	17.8%
50 年以上	107	43,451	7.3%
30 年以上			46.4%
40 年以上			25.1%

※ 想定耐用年数 50 年



(2) 施設の現状および課題

- 公の施設については、平成 17 年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきた。
- また、指定管理者制度の導入など、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減の取組も進めてきた。
- こうした取組により、公の施設の量的な見直しや維持管理費の低減は一定進んだが、一方、施設の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の新たな課題となっている。

【庁舎等】

県庁舎については、異なる時期に 4 つの建物が建設されており、維持管理におけるロスが大きい。また、地方合同庁舎については、築 30 年以上の建物が 6 割を超え、大規模改修等を要するが、長期的な視点に立ったマネジメントが必要である。

【文化施設】

公の施設見直し計画に基づき、県・市町の役割分担を見直し、施設の市町への移管等を進めてきた。引き続き活用していく施設についても、設備の更新時期等が近づいており、その財政負担が課題である。

【社会体育施設】

公の施設見直し計画に基づき、県・市町の役割分担を見直し、施設の市町への移管等を進めてきた。一方で、令和 7 年度に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備に関する財政負担が課題となっている。

【試験研究機関】

老朽化が進み、安全性の確保のための修繕費用等が増大している。温度安定性に問題があるなど検査に支障をきたしている施設もあり、更新等に係る財政負担が今後の課題となっている。

【福祉・保健施設】

平成 18 年度以降、施設の廃止や民間移管を進めてきたが、児童の入所施設を中心に老朽化が進み、修繕費用等が増大している。児童の性別・年齢・ひとりひとりの特性などを考慮して居室を振り分ける必要があり、定員・居室数が限られている中で対応に苦慮している。また、改修等により居室の個室化等の対応を可能な限り行ってきたが、個人空間の確保が十分ではない。

(3) これまでの取組

- 平成 25 年度からファシリティマネジメントの推進方針と進め方について、庁内での議論および施設調査等を通し全庁的な合意形成を図るとともに、平成 26 年 5 月には「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進している。
- 具体的には、施設評価や、県有施設長寿命化ガイドラインに基づく長期保全計画の策定等を進めているほか、平成 27 年 3 月に「公共建築物等長寿命化等推進基金」を設置した。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針	
①点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。 - また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。 - 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成する。
②安全確保	- 公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。
③耐震化	「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な耐震化を図る。
④施設総量の適正化	- 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。 - 更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。 - 統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。
⑤長寿命化	- 長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。 「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・更新等	- 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

	⑦ユニバーサルデザイン化の推進 ・ 障害の有無や、年齢、性別等を踏まえ、誰もが利用しやすい公共施設等の実現に向けて、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、かつ令和7年度までに整備する必要性の高い施設から順次、エレベーター、トイレ等の改修を進める。
	⑧CO₂ ネットゼロの推進 ・ 県庁率先行動の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめとした機器の高効率化を図る。 ・ 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ手法の導入を図る。
	⑨県産材（木材）利用の推進 ・ 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

2. 学校

(1) 施設概要

資産内訳	学校数	建物数	延床面積(㎡)	児童・生徒数(R2.5.1 現在)
高等学校(※)	46	1,756	616,114	31,065 人
特別支援学校	15	255	100,362	2,152 人
計	61	2,011	716,476	

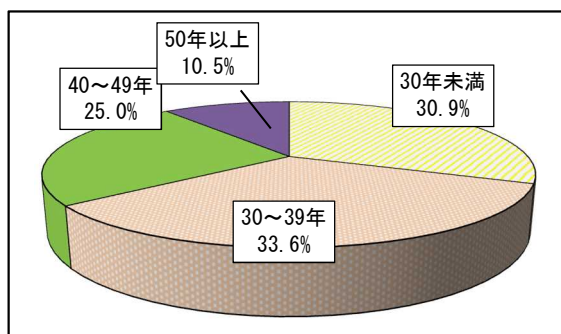
※ 併設の中学校を含む

	高等学校			特別支援学校			計		
規模	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	44	158,114	22.0%	5	23,355	3.3%	49	181,469	25.3%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	151	261,465	36.5%	24	44,863	6.3%	175	306,328	42.8%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	71	50,613	7.1%	26	18,609	2.6%	97	69,222	9.7%
500 ㎡未満	1,490	145,921	20.4%	200	13,536	1.9%	1,690	159,457	22.2%
計	1,756	616,114	86.0%	255	100,362	14.0%	2,011	716,476	100.0%

	高等学校			特別支援学校			計		
規模	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	500	140,597	24.9%	120	56,806	6.0%	620	183,446	30.9%
30 年～39 年	618	187,852	30.7%	58	23,687	2.9%	676	197,505	33.6%
40 年～49 年	440	166,242	21.9%	63	12,519	3.1%	503	188,813	25.0%
50 年以上	198	121,423	9.8%	14	7,350	0.7%	212	146,711	10.5%

※ 想定耐用年数 50 年

30 年以上	69.1%
40 年以上	35.5%



(2) 施設の現状および課題

- 県立学校は校舎や体育館のほか、渡廊下、自転車置場、倉庫など多様な建物で構成されており、築 30 年以上を経過した延床面積が 69.1% を占めている。
- 既存施設の機能をできる限り長期に維持することが重要であるが、これらの建物にかかる老朽化が進行しつつあり、改修等による対応が課題となっている。
- 高等学校の生徒数については、基本方針の期間中は僅かな減少に留まるが、長期的には大幅な減少が見込まれる。
- 高等学校については、将来的に多くの学校で老朽化による校舎等の改築が必要になると見込まれ、その経費負担等が大きな課題となる。

(3) これまでの取組

【高等学校】

平成 24 年 12 月に策定した「滋賀県立高等学校再編実施計画」に基づき、平成 28 年 4 月に彦根西高校と彦根翔陽高校が統合して彦根翔西館高校に、長浜北高校と長浜高校を統合して長浜北高校が設置された。

また、学校施設の耐震化に併せて建物の必要性を検討し、学校内において機能的に代替可能な施設については廃止や減築に取り組んできた。

【特別支援学校】

これまで在籍児童生徒数の増加が顕著であり、校舎・教室の増築や養護学校の再編整備、高等養護学校の新設等により対応を進めてきた。

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

取 組 方 針

①点検・診断等

- 各種の法定点検を着実に実施するとともに、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を徹底し、劣化や不具合の状況を的確に把握する。
- 各種点検等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させる。
- 長寿命化対象施設については施設点検調査を実施し、経年劣化や維持管理の状況を踏まえた長期保全計画を策定する。

②安全確保

- 学校施設の管理においては、児童生徒の安全確保を最重要事項として認識のうえ、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合には、速やかに安全確保のための措置を行う。

③耐震化

- 「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、平成 29 年度末までに耐震化を完了した。

④施設総量の適正化

- 将来的に見込まれる高等学校における老朽校舎等の改築においては、長期における生徒数の減少を見据えた施設総量の適正化を、特別支援学校においては、学校ごとの教室不足等の現状や児童生徒数等の動向等に留意しつつ、課題の解消に向けた適正な施設規模を検討していく必要がある。

⑤長寿命化

- 長寿命化対象施設については、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき「長期保全計画」を策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することで長寿命化を図る。
- 長寿命化の対象外となる建物についても、「更新・改修方針」に基づく改修工事により、安全性、快適性、教育内容など時代に相応しい機能をできる限り長期に維持する。
- 「県有施設点検マニュアル」に基づく点検の実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行う。

⑥維持管理・更新等

- 児童生徒の安全・安心や良好な学習環境を維持するため、長期保全計画に基づく予防保全工事や「更新・改修方針」に基づく改修工事、また、学校現場における日常的な修繕等を適切に実施する。

⑦ユニバーサルデザイン化の推進

- 学校施設の老朽化のなかでも、トイレに対する改善要望は多く、順次各校のトイレ改修を進めており、洋式化や多目的トイレの設置などに取り組んでいく。
- そのほか施設改修や修繕工事などの実施について、ユニバーサルデザインへの配慮を含め検討していく。

⑧CO₂ ネットゼロの推進

- 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ手法の導入を図る。
- 普通教室を中心に使用頻度の高いところから、各学校の照明設備のLED化を進めている。

⑨県産材（木材）利用の推進

- 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

3. 警察施設

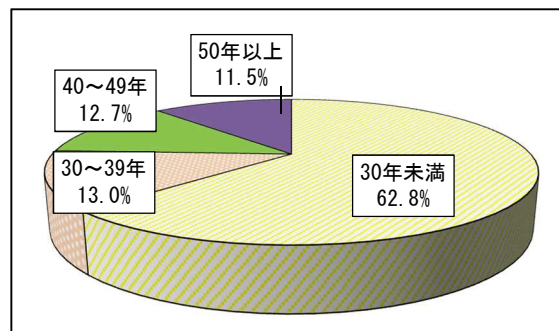
(1) 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(㎡)
本部庁舎	1	7	28,701
執行隊等	12	74	21,426
警察署	12	102	40,139
交番・駐在所等	160	533	18,772
宿舍	61	224	42,588
計	246	940	151,626

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	6	47,869	31.6%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	28	42,327	27.9%
500㎡以上 1,000㎡未満	29	20,399	13.5%
500㎡未満	877	41,031	27.0%
計	940	151,626	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	599	95,211	62.8%
30年～39年	194	19,737	13.0%
40年～49年	77	19,183	12.7%
50年以上	70	17,495	11.5%
30年以上			37.2%
40年以上			24.2%

※ 想定耐用年数 50年



(警察本部庁舎)



(大津北警察署)



(甲賀警察署甲西駅前交番)



(2) 施設の現状および課題

- 県民の安全・安心を守るための警察活動の拠点となる施設として、県警察の本部である警察本部庁舎、各地域を管轄する警察署と本部執行隊庁舎、地域警察官の活動拠点として交番・駐在所および事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍など大規模なものから小規模なもの、鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造と多種・多数の施設を管理している。
- 築40年以上経過した警察署が12署中5署と約40%を占めている。(令和3年度末見込)
- 今後、各施設の老朽化が進み、更新時期の到来により、相談室、来訪者用のトイレ、女性警察官が勤務するための設備がないなどの問題がある警察署・執行隊や交番・駐在所の建替・大規模改修が必要となってくるが、財政負担が課題となっている。
- 昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震性に問題がある老朽化した警察官待機宿舍は、順次廃止しているが、事件・事故等の対応のための待機要員のため一定数必要であることから、廃止に伴う不足分の確保に必要な財政負担が課題となっている。

(3) これまでの取組

- これまでから、事件・事故の発生状況に応じて交番・駐在所設置の必要性を検討し、必要に応じて駐在所の交番化や施設の統廃合を行ってきた。
- 事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍のうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震補強を行っても建物、設備とも老朽化が著しい宿舍については、順次廃止している。
- 警察においても施設評価を実施するとともに、県で策定された県有施設長寿命化ガイドラインに基づき、具体的な取組を進めている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針
①点検・診断等
- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を実施し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。 - また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。 - 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負担（気候、天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を策定する。
②安全確保
- 施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。
③耐震化
警察本部が管理する庁舎・交番・駐在所・宿舍は計画的に耐震化を進めたことにより完了している。
④施設総量の適正化
- 今後の事件、事故等の発生状況を踏まえ、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止等を継続的に実施する。 - 統廃合等で不要となった施設は、民間への売却など適切な処分を行うなど、計画的に除却等を進める。
⑤長寿命化
- 長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の建物ごとに「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。 - 長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。 「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・更新等
- 施設の安全性や業務に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建替・改修）については、事件事故等の発生状況を踏まえつつ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図り、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進
高齢者や障害のある方でも不自由なく来庁してもらえるよう必要箇所については、ユニバーサルデザイン化を推進していく。
⑧CO₂ ネットゼロの推進
- 県庁率先行動の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめ、給排水設備におけるポンプ等の高効率化を図る。 - 施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ手法の導入を図る。
⑨県産材（木材）利用の推進
「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

4. 道路施設

(1) 施設概要

資 産 内 訳	数 量
道路延長	2,292km(実延長)
橋梁	3,085
トンネル	52
舗装	22,601 千 m ² (舗装面積)
シェッド	12
大型カルバート	5
横断歩道橋	33
門型標識	11

(橋梁)

規 模	橋数	構成比
100m以上	138	4.5%
50m以上 100m未満	128	4.1%
15m以上 50m未満	637	20.6%
15m未満	2,182	70.8%
計	3,085	100.0%

(トンネル)

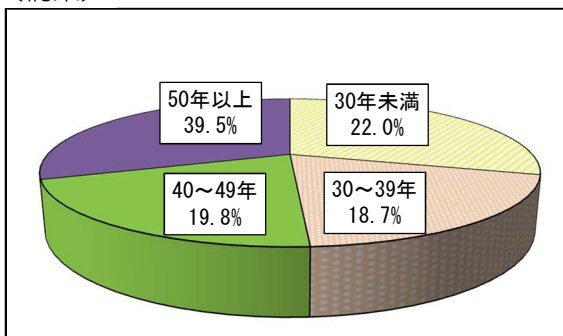
規 模	本数	構成比
1,000m以上	7	13.5%
500m以上 1,000m未満	10	19.2%
100m以上 500m未満	26	50.0%
100m未満	9	17.3%
計	52	100.0%

	橋 梁		トンネル	
築年数	橋数	構成比	本数	構成比
30 年未満	546	22.0%	26	50.0%
30 年～39 年	463	18.7%	5	9.6%
40 年～49 年	490	19.8%	5	9.6%
50 年以上	979	39.5%	16	30.8%
30 年以上		78.0%		50.0%
40 年以上		59.3%		40.4%

※ 橋梁は建設年次不明となっている 607 橋を除く

※ 想定耐用年数(15m以上の橋梁:50 年)

(橋梁)



(橋梁)



(トンネル)



(シェッド [覆道])



雪崩や落石、土砂崩れから道路や線路を守るために作られた、トンネルに類似の形状の防護用の建造物

(2) 施設の現状および課題

- 今後、橋梁等の老朽化が急速に進行すると予想され、更新時期を迎える近い将来には、更新に要する費用が財政運営を圧迫するといったことが懸念される。
- そのため、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替等に要する費用に対し、可能な限りのコスト削減を行うため、損傷が大きくなってから対策を行う「事後保全」から損傷が大きくなる前にきめ細やかな修繕を繰り返す「予防保全」に転換し、橋梁の長寿命化を図り、維持管理コストを削減する必要がある。
- また、舗装路面には、利用者の安全性確保や沿道住民に対する騒音対策を行っているが、穴ぼこによる管理瑕疵事故の発生や県民からの苦情・要望が多い。

(3) これまでの取組

日常的維持管理	除草、植栽管理、路面清掃、除雪、パトロール等
舗 装	H17～ 路面性状調査実施 H25 舗装補修ガイドライン策定 H26 舗装修繕計画策定
橋 梁 (橋長 15m 以上)	H17～ 点検実施 (簡易、詳細) H23 長寿命化修繕計画策定 (コスト削減、平準化) H24～ 計画的な修繕の実施

橋梁（橋長 15m 未満）	H25～ 点検実施 H27、28 長寿命化修繕計画策定
定期点検	H26～H30 橋梁、トンネル、シェッド、カルバート、横断歩道橋、門型標識の 1 巡目法定点検完了 R1～ 2 巡目点検開始
トンネル	H18～ 点検実施、必要に応じ修繕を実施 H30 修繕計画策定
道路ストック の総点検	（道路附属物、法面） H25、26 第三者被害防止の観点で総点検を実施

（４）基本方針および取組方針

基 本 方 針	
【橋梁】	- 橋長 2m 以上の橋梁は、長寿命化修繕計画（15m 以上は平成 23 年度策定、15m 未満は平成 27、28 年度策定）に基づき、予防保全の考え方を取り入れ、適切な時期に対策を行うことで将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。 - また H26 年に定期点検が義務化されており、年次計画に基づき、点検・診断を行い、適切な維持管理を行っていく。
【トンネル】	定期点検により施設の状況を把握し、修繕計画に基づき、適切な維持管理を行っていく。
取 組 方 針	
①点検・診断等	- 橋梁、トンネル、シェッド・カルバート、横断歩道橋、門型標識については、道路法施行規則の改正を受け、5 年に一度近接目視による点検を行い、劣化状況や不具合状況を的確に把握し、評価（診断）を行うとともに、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立する。 - その他の施設についても、施設を常に良好な状態に保つよう施設の状況を把握し、不具合の早期発見・早期対応を行うため道路パトロールによる日常点検を実施する。
②安全確保	県民の命と暮らしを守るため、老朽化する施設について適切に点検・診断を実施し、計画的な維持管理を行うとともに、危険性が認められた場合、速やかに安全確保のための措置を行う。
③耐震化	「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、対象となる施設の耐震化を図る。
④施設総量の適正化	- 修繕等の機会に施設の必要性を確認し、支障の無いものは撤去を行う。 - 旧道引渡しにあたって、不要施設の撤去が引渡しの障害とならないよう、あらかじめ確認・合意を早期に行い、円滑な引渡しに努める。
⑤長寿命化	【橋梁】 - 橋長 2m 以上の橋梁については、点検結果を反映した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施し、長寿命化を図る。 【トンネル】 - 橋梁と同様に、点検結果を反映した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施し、長寿命化を図る。
⑥維持管理・更新等	パトロール・除草・除雪などの恒常的な維持管理や、点検結果を反映した修繕計画に基づく計画的な維持管理により、安心・安全な道路環境を確保する。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	「近江の道づくりマニュアル（案）令和 2 年 4 月」に基づき、歩道等の整備を推進する。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	老朽化した道路照明灯を LED 灯具に更新することで、省エネ化により CO₂ 排出量の削減を図る。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

5. 河川管理施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
可動堰	5
水門	2
樋門	11
浄化施設	4
サイフォン	1
調整池ポンプ	2
除塵機	1
管理橋	57
計	83

規 模	施設数	構成比
10 年未満	1	3.8%
10 年～19 年	7	26.9%
20 年～29 年	6	23.1%
30 年～39 年	11	42.4%
40 年以上	1	3.8%
計	26	100.0%
30 年以上		46.2%

※ 施設数に管理橋は含まない。

※ 想定耐用年数(矢板護岸、管理橋除く) 40 年

(可動堰)

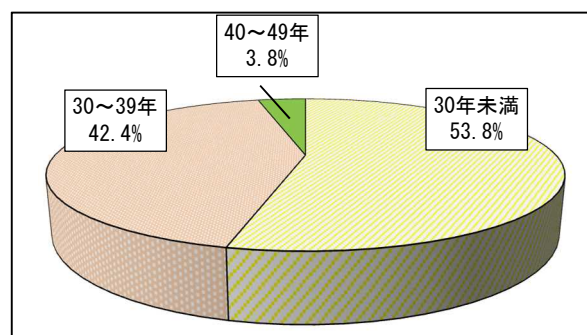


(樋門)



堰は、水をせき止める目的で河川や湖沼などに設けられる構造物。
可動堰は、水位調節のために、門扉など一部または全部を動かすことができる堰

堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼び、箱形等の構造の場合で規模の大きなものを樋門と呼ぶ。



(2) 施設の現状および課題

- 戦後は災害復旧事業を主として、昭和 47 年から琵琶湖総合開発に関連して、平成 9 年の河川法改正後は河川整備計画により河川整備を行い、これらにより施設の整備が行われた。
- 約 69%が建設後 20 年以上経過しており、今後、施設の老朽化が進み、補修や更新等の維持管理経費が増大することが予想される。
- 平成 28 年度に長寿命化計画策定を行い、施設の健全度の評価基準や施設の修繕・更新等の優先順位の判断基準等の基本方針に基づき、必要予算の縮小化、平準化を図っている。

(3) これまでの取組

【H19 年度】

- 「効果的な・効率的な河川の維持管理の実施について」(国土交通省通知)を受け、治水上重要な築堤河川を各管内で 1 河川モデル河川として選定し、直営による巡視点検を試行。その後、管内版河川維持管理計画(案)を策定

【H24 年度】

- 国が「河川砂防技術基準維持管理編【河川編】」および「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案」を策定したことに伴い、管内版河川維持管理計画を改訂。
- 県が管理する河川を委託による巡視点検区間と職員直営による巡視点検区間に区分し、職員直営による河川巡視点検マニュアルを策定

【H28 年度】

- 長寿命化計画を策定

基本方針	
	- 施設の特性を踏まえた点検を定期的に行い、施設の現状把握と機能維持に努める。 - 長寿命化計画に基づき、維持管理・修繕・更新を適切に実施し、また、適宜、施設総量の見直しや計画的更新等により財政負担の平準化を図る。
取組方針	
①点検・診断等	施設の点検を一定の基準に基づいて実施し、評価結果に基づき、適切な時期に必要な対策を行い、点検の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検に活用する。
②安全確保	- 管理者による定期的な点検を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。 - 施設の損傷等が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
③耐震化	耐震化対策については、施設の長寿命化のための修繕・更新時と同時に実施するなどトータルコストの縮減に努める。
④施設総量の適正化	河川管理施設は、設置場所や背後地の土地利用の状況に密接に関わるため、統合や他の施設による代替ができないことから施設総量の適正化にはなじまないが、既存の施設の適切な維持管理・更新等に努める。
⑤長寿命化	施設の劣化等の状況を的確に把握し、ライフサイクルコストを考慮し、予防保全の観点から必要な対策を講じるとともに、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
⑥維持管理・更新等	- 施設の安全性や施設の機能に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕・更新等を実施する。 - 施設の更新については、施設の特性、費用対効果、緊急度等を踏まえて、更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図るとともに、個別施設計画を策定し、河川管理施設等の特性を踏まえつつ、戦略的・計画的・効率的な維持管理・修繕・更新に努める。 - 電気機械設備等の点検については、専門の技術者を有する企業に委託し、引き続き民間の技術力を活用する。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	—
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	既存施設の適切な維持管理・更新により施設の耐用年数を延命化することで資材製造時のCO₂排出の低減を図る。 使用資材について、カーボンリサイクル・マテリアル産業におけるコンクリートや金属などの各種素材で脱炭素化資材の使用を検討・推進する。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

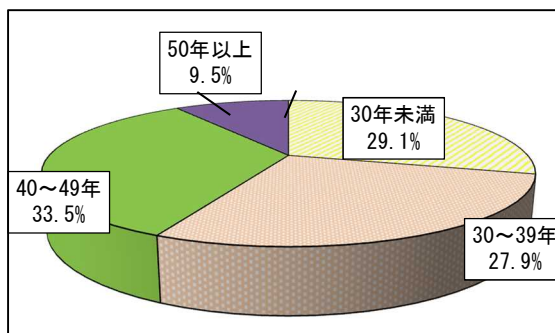
6. 港湾施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
水域施設	8
外郭施設	48
係留施設	48
臨港交通施設	8
その他施設	60
計	172

港湾名	指定日	備考
大津港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
彦根港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
長浜港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
竹生島港	S42.3.17	—

築年数	施設数	構成比
30年未満	46	29.1%
30年～39年	43	27.9%
40年～49年	53	33.5%
50年以上	16	9.5%
計	158	100.0%
30年以上		70.9%
40年以上		43.0%



※ 整備年度不明の施設を除く。

※ 想定耐用年数 50 年

(外郭施設)



波、風などの影響で岸壁等が壊れないように守る施設
(護岸、防波堤)

(係留施設)



船を泊めたり、獲ってきた魚を陸にあげる施設
(岸壁、浮桟橋)

(2) 施設の現状および課題

- 昭和 47 年から平成 9 年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備(彦根港、長浜港、竹生島港)や総合開発事業に合わせて施設が整備(大津港)された。
- 現状のまま推移した場合、施設全体(約 158 施設)のうち、築 50 年以上の施設が 10 年後に約 40%程度、20 年後に約 70%程度へと増加する見込み(整備年度不明の施設を除く)
- 県管理港湾は湖上観光が主であり、現在の利用状況・施設規模を維持するため、今後の維持管理経費の増大が課題となっている。

(3) これまでの取組

- 平成 23 年度および平成 24 年度に重要度の高い施設(防波堤、桟橋など)について現況調査をして維持管理計画を策定、その後、平成 27 年度に護岸施設の維持管理計画、平成 28 年度には上記以外の施設のうち維持管理計画が必要な施設について計画の策定を順次進めてきた。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	港湾維持管理計画に基づき、①施設の点検、②施設の補修、③施設の計画的な更新により、現在保有する施設の有効活用を基本に、将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。
取組方針	
① 点検・診断等	国土交通省の指針に基づく維持管理計画の策定を行った重要な港湾施設及び新たに計画策定したその他の維持管理計画が必要な港湾施設について、最新の維持管理計画に沿って施設の点検を実施する。
② 安全確保	管理者による定期的な点検と維持管理計画に沿った点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。
③ 耐震化	「滋賀県地域防災計画」に基づき、対象となる港湾施設の耐震化を進めており、大津港及び彦根港の岸壁耐震化等を図った。現在は、引き続いて長浜港の岸壁耐震化を進めているところである。
④ 施設総量の適正化	滋賀県地域防災計画での広域湖上輸送拠点としての位置づけ、また観光上の重要性から、民間での代替えは不可能なため、総量縮小にはなじまない。しかし、不用施設等が発生した場合は他用途への転用や撤去等を計画的に進める。
⑤ 長寿命化	維持管理計画に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・修繕を行うことで、設計供用期間中の健全性を確保するとともに、可能な限り長寿命化を図る。
⑥ 維持管理・更新等	- 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 策定した維持管理計画に沿った管理者による定期的な点検を実施することで、ライフサイクルマネジメントに基づく合理的かつ効果的な修繕を行いながら、港湾施設の維持を図っていくこととし、施設の健全性を確認しつつ、維持管理費の平準化に努める。 - 大津港において指定管理者制度を実施しており、適切な運用により施設管理への民間活力の活用を引き続き行う。
⑦ ユニバーサルデザイン化の推進	港湾を利用する中で利用上特に重要な施設について、ユニバーサルデザインの視点で改善が必要と考えられる箇所を点検等の中で確認していき、ユニバーサルデザイン化の推進に向けた検討を始める。
⑧ CO ₂ ネットゼロの推進	関西夏のクールチョイスに賛同し、港湾において消費電力が大きい施設について、夏季における計画的な運転時間の削減等を行い、使用電力の低減を図る。施設の更新（建替）においては、施設の省エネ化を推進するため電気設備や給排水設備の更新時等に機器の高効率化を図る。
⑨ 県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

7. 治水ダム

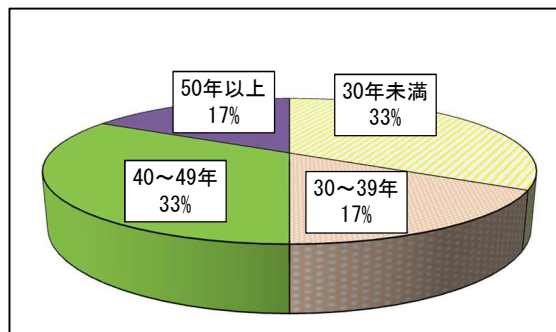
(1) 施設概要

資産内訳	箇所
治水ダム	6

ダム名	余呉湖	日野川ダム	石田川ダム	宇曽川ダム	青土ダム	姉川ダム
位置	長浜市余呉町	蒲生郡日野町	高島市今津町	東近江市平柳町 愛知郡愛荘町	甲賀市土山町	米原市曲谷
運用開始年月 (経過年)	1960年7月 (60年)	1966年4月 (54年)	1970年4月 (50年)	1980年4月 (40年)	1988年4月 (32年)	2002年4月 (18年)
ダム型式	自然湖	グラベルフィル・アース	ロックフィル	ロックフィル	ロックフィル	重力式コンクリート
総貯水容量 (千 m^3)	14,700	1,038	2,710	2,900	7,300	7,600

築年数	ダム数	構成比
30年未満	1	17%
30年～39年	1	17%
40年～49年	1	17%
50年以上	3	50%
30年以上		83%
40年以上		67%

※ 半永久施設(電気・電気通信設備は除く)



(治水ダム)



治水目的(洪水調節)を有するダム。ダム放流量を制御しながらダム貯水池に洪水の一部をためることで、ダム下流での洪水被害を軽減する。

(2) 施設の現状および課題

- 各ダム下流域の県民財産・生命を守るためには、ダム機能の維持は最重要課題である一方で、ダム機能を維持するために必要な設備には、耐用年数超過等、健全度が低いと診断される設備がある。
- ダム機能の維持にはこれらの設備を適正に更新改良する必要があるが、設備の更新改良には大きな費用がかかるため、長寿命化計画を策定し、必要予算の縮小化・平準化を図る必要がある。

(3) これまでの取組

- ダム機能維持のための県単費による維持補修工事や、国庫補助による堰堤修繕・改良、情報基盤整備等を行っている。
- 平成25年度から3ヶ年計画でダム長寿命化計画を策定した。
- 平成25年度は日野川ダム・宇曽川ダム、平成26年度は石田川ダム・姉川ダムについて策定済み。
- 平成27年度は余呉湖・青土ダムおよび6ダムとりまとめの「滋賀県治水ダム長寿命化計画」を策定済み。

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針	
	ダムごとに策定する「長寿命化計画」および6ダムをとりまとめた「滋賀県治水ダム長寿命化計画」に基づき更新改良、維持補修に係る経費の縮小化・平準化を図る。
取 組 方 針	
①点検・診断等	ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても維持管理状況を確認する。
②安全確保	ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施し、危険な個所が発見された場合は、速やかに補修するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても、直ちに改修・結果観察等検査結果をランク分けし、適切に補修改修していく。
③耐震化	必要箇所について順次耐震照査を実施していく。
④施設総量の適正化	—
⑤長寿命化	ダム機能を維持しながら施設の使用期間の延伸を図り、将来の財政負担の平準化を計画的に進める必要があることから、従来の施設や設備に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する「事後保全」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全」に転換を図り、ダム施設の長寿命化やトータルコストの縮減を図る。
⑥維持管理・更新等	- 長寿命化計画に基づき計画的に修繕・更新を実施する。 - 大規模改修については、補助事業である堰堤改良事業・情報基盤整備事業により改良更新を図る。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	必要箇所についてユニバーサルデザイン化を順次推進していく。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	- 小水力発電設備の効果的運用を継続していく。 - 再生可能エネルギーのさらなる活用を検討していく。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

8. 砂防関係施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
砂防設備	5,801
地すべり防止施設	17
急傾斜地崩壊防止施設	312
計	6,130

築年数	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地防止施設	計	構成比
30年未満	880	2	126	1008	27.6%
30年～39年	723	5	67	795	21.8%
40年～49年	814	5	97	916	25.0%
50年以上	919	4	14	937	25.6%
				30年以上	72.4%
				40年以上	50.6%

※ 各施設において築年数不明のものは除外している。(計 2474 施設)

※ 想定耐用年数 80 年

(砂防堰堤)



土石流が発生する恐れのある地域において、土砂災害から人家や公共施設を守るため、砂防えん堤や護岸工などの砂防施設を整備

(地すべり防止施設)

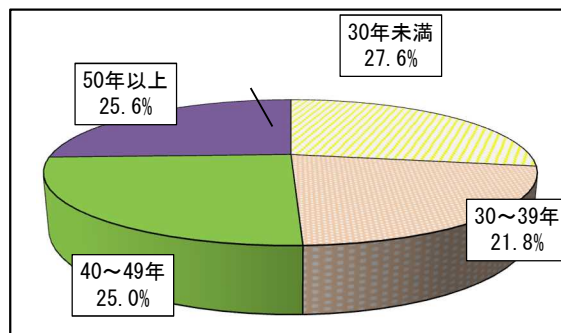


地すべりが発生する恐れのある地域において、地すべりによる被害から人家や公共施設を守るため、排水施設、擁壁(ようへき)などの地すべり防止施設を整備

(急傾斜地崩壊防止施設)



急傾斜地とは、傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域をいう。このような区域ではがけ崩れなどが発生する恐れがあり、がけ崩れによる被害から人家や公共施設を守るため、擁壁、落石防護柵、法枠工などの施設を整備



(2) 施設の現状および課題

【現状】

- ・ 県内の砂防関係施設は約 6,100 施設と膨大な数がある。
- ・ 今後は建設後 50 年以上となる施設が急増する見込み
(30 年後には施設の 72%となる R2 年 25.6% → R32 年 72.4%)

【課題】

- ・ 今後、劣化予測の考えを取り入れた長寿命化計画へ改定を行うにあたり、施設の修繕を事後保全から予防保全へとすることでさらなるライフサイクルコストの縮減を行う。
- ・ 想定耐用年数を超過する施設が増える中、予算の平準化を図ることができる実行性のある計画を策定することが課題。

(3) これまでの取組

- ・ 平成 30 年度に滋賀県砂防関係施設長寿命化計画を策定。
- ・ 令和元年度より長寿命化計画に基づいた砂防関係施設の維持修繕工事を実施。
- ・ 令和 5 年度までにライフサイクルコストを考慮して劣化予測の考えを取り入れた長寿命化計画に改定する予定。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	非常に多くの施設があり、今後、施設の老朽化が進む中、ライフサイクルコストの縮減、更新時期の平準化、予算やニーズに応じた選択と集中など、中長期的な維持管理計画の策定が必要である。そのため、長寿命化計画を策定し、その計画に沿って、施設の点検、修繕、改築、更新を計画的、重点的に実施する。
取組方針	
①点検・診断等	施設の健全度が効率的に把握できるよう、長寿命化計画策定作業の中で点検計画を策定し、点検を実施する。
②安全確保	定期点検等により高い危険性が認められた場合は、速やかに安全確保の措置を行う。
③耐震化	施設は基本的に耐震性能を有しているが、施設が損傷し、耐震性能が大きく低下している施設があれば、対策を実施する。
④施設総量の適正化	代替性がないため、統廃合の予定はない。
⑤長寿命化	砂防関係施設が長期にわたり、その機能および性能を維持・確保するため、長寿命化計画を策定し、計画に沿った維持管理等を行うことにより長寿命化を図る。計画は必要に応じて適宜見直す。
⑥維持管理・更新等	- 除木、堆積土砂撤去等、日常的な維持管理は、今までどおり適時・適切に実施する。 - 長寿命化計画に基づく修繕等は、施設の健全度評価、保全対象との位置関係、施設の重要度等により優先度を検討し、優先度の高い施設から対策を実施する。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	—
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	施設の効果が確実に発揮されるよう適切に維持管理を行うことで、土砂災害による被害の防止軽減を図り、復旧復興に係る社会経済活動に伴うCO₂排出の緩和に貢献する。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

9. 公園施設

(1) 施設概要

資産内訳		尾花川公園	びわこ文化公園	春日山公園	びわこ地球市民の森	奥びわスポーツの森	湖岸緑地(16地区)	計
当初開設年度 (経過年数[R2年度])		S29 (66年)	S55 (40年)	H13 (19年)	H14 (18年)	S62 (33年)	S55 (40年)	
箇所数	園路広場(木橋、デッキ等)	5	94	38	40	42	459	678
	修景施設(花壇、噴水等)	2	103	3	5	43	65	221
	休養施設(四阿、パゴラ等)	17	84	90	108	91	1,180	1,570
	遊戯施設(遊具)	7	9	7	-	7	29	59
	運動施設(コート、ネット等)	-	-	9	-	56	17	82
	便益施設(トイレ、駐車場等)	2	20	13	29	12	162	238
	管理施設(標識、照明灯等)	76	451	245	361	201	2,920	4,254
	その他公園施設	4	87	7	-	-	57	155
計		113	848	412	543	452	4,889	7,257

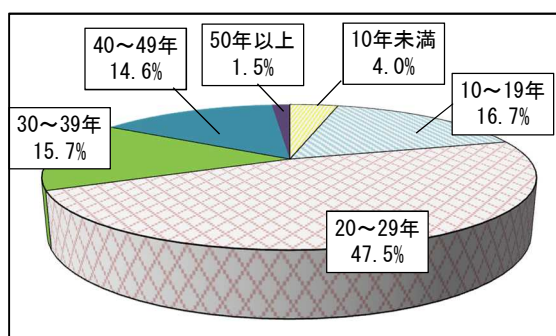
※公園施設長寿命化計画策定指針（H30年10月）の施設分類による。

建設後年数 (R2年度現在)	施設数	構成比	施設数 (木製)	構成比	施設数 (鋼製)	構成比	施設数 (コンクリート製)	構成比	施設数 (その他)	構成比
10年未満	291	4.0%	83	28.5%	84	28.9%	49	16.8%	75	25.8%
10年～19年	1,211	16.7%	455	37.6%	417	34.4%	89	7.4%	250	20.6%
20年～29年	3,448	47.5%	1,107	32.1%	427	12.4%	755	21.9%	1,159	33.6%
30年～39年	1,138	15.7%	492	43.2%	198	17.4%	364	32.0%	84	7.4%
40年～49年	1,057	14.6%	292	27.6%	338	32.0%	302	28.6%	125	11.8%
50年以上	112	1.5%	33	29.5%	30	26.8%	37	33.0%	12	10.7%
計	7,257	100.0%	2,462	33.9%	1,494	20.6%	1,596	22.0%	1,705	23.5%
30年以上		31.8%								
40年以上		16.1%								

あずまや
(四阿)



(遊具)



(2) 施設の現状および課題

【現状】

- 県が管理する都市公園は6公園（288.96ha）。その内4公園で開設30年を超えている。
- 公園利用者が安全に安心して公園を利用できるよう、計画的に施設の更新・修繕を行う必要があるため、平成25年度に「滋賀県公園施設長寿命化計画」を策定。

【課題】

- 老朽化施設に対する安全対策の強化や修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法での取組を図る必要があるが、施設の更新等のための財政負担が課題となっている。

(3) これまでの取組

【H25 年度】 - 公園施設長寿命化計画を策定 【H26 年度】 - 公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設の修繕工事に着手 【H27 年度】 - 公園施設長寿命化策定指針（H24.4 国土交通省策定）に対応するため、「奥びわスポーツの森」公園施設長寿命化計画の見直しを実施 【H30 年度～R2】 - 県営6公園において、5 年毎に行う公園施設長寿命化計画の見直しを実施

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針	
公園利用者の安全性の確保およびライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築を計画的に実施し、指定管理者との情報共有に努め、長寿命化計画の進行管理を行っていく。	
取 組 方 針	
①点検・診断等	- 遊具については、国土交通省が策定する「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき日常点検および定期点検を実施し、健全度を診断する。 - その他の公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行う。
②安全確保	点検や診断等により公園施設に不具合が見受けられた場合は、緊急的な修繕や改築を実施することとし、速やかに修繕や改築を実施できない施設については、使用禁止等の必要な措置を講じる。
③耐震化	「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、対象となる県有施設の耐震化を図る。
④施設総量の適正化	利用頻度の少ない公園施設については、修繕や改築等の計画時に合わせて廃止についても検討する。
⑤長寿命化	滋賀県公園施設長寿命化計画に基づき、修繕や改築等を計画的に実施する。
⑥維持管理・更新等	- 公園施設の種別ごとに予防保全型、事後保全型の管理分類を設定し、計画的に修繕や改築を実施する。 - 指定管理者制度・設置管理許可制度・公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の積極的な活用を推進し、民間事業者等の参画を推進し、民間との連携による公園の活性化を推進する。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	高齢者や障害者、子ども等の社会的弱者が適切に利用できるよう、公園のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化やアクセス改善等、必要な再整備や利用者支援の取り組みを推進する。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	公園施設の修繕や改築等を行う際に照明の LED 化を進め、CO₂ 排出量の削減に取り組み、省エネルギーを通じた脱炭素化を推進する。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

10. 県営住宅

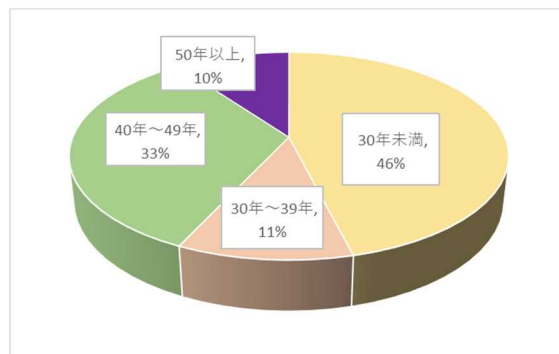
(1) 施設概要

資産内訳	建物数	戸数
県営住宅(42団地)	170	2,888

規模	建物数	戸数	構成比
3,000㎡以上	3	253	8.8%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	72	1,911	66.2%
500㎡以上 1,000㎡未満	25	333	11.5%
500㎡未満	70	391	13.5%
計	170	2,888	100.0%

築年数	建物数	戸数	構成比
30年未満	59	1,330	46.1%
30年～39年	16	315	10.9%
40年～49年	58	954	33.0%
50年以上	37	289	10.0%
30年以上			53.9%
40年以上			43.0%

※ 想定耐用年数 簡易耐火造平屋建 30年
準耐火造住宅等 45年
中層耐火造住宅等 70年



(県営住宅一覧)

所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数
大津市	朝日が丘団地	116戸	長浜市	西神団地	15戸	野洲市	上屋団地	64戸
	神領団地	441戸		黒田団地	30戸		永原第二団地	63戸
	栗林団地	30戸	近江八幡市	西本郷団地	24戸	甲賀市	古城が丘団地	24戸
	石山団地	220戸		鷹飼団地	144戸		北脇団地	30戸
	石山南団地	180戸	東近江市	今堀団地	108戸		信楽団地	30戸
	石山東団地	58戸		大森団地	30戸	湖南市	西寺団地	34戸
	一里山団地	18戸		沖野原団地	90戸		田代ヶ池団地	24戸
彦根市	八坂団地	42戸		春日団地	32戸	高島市	弘川団地	30戸
	芹川団地	24戸		今団地	廃止		平ヶ崎団地	66戸
	東沼波団地	21戸	草津市	陽ノ丘団地	68戸		拝戸団地	23戸
	開出今団地	132戸		矢倉団地	60戸		安井川団地	78戸
長浜市	新庄寺団地	100戸	守山市	渋川団地	112戸			
	日之出団地	14戸		久保団地	90戸			
	永保団地	12戸		石田団地	30戸			
	殿町団地	40戸	栗東市	川辺団地	123戸			
	北新団地	36戸		小平井団地	54戸			

(朝日が丘団地)



(2) 施設の現状および課題

- 昭和30年代から40年代に建設された県営住宅は、経年変化に伴い、老朽化が著しく、居住環境も劣悪であったことから、昭和63年から建替事業を順次進めてきた。
- 現在、14団地(1,351戸)で建替事業を完了し、管理戸数全体の約45%が建替済となっている。
(法定耐用年数の超過率)
平成28年度 管理戸数全体の約8%
令和7年度 管理戸数全体の約13%
- 法定耐用年数を経過した住宅を計画的に更新し、良質な住宅ストックを提供していく必要があるが、過去の修繕周期(20年)・建替周期(40年)により修繕・建替事業を実施していくと、現状の予算規模を大幅に上回る事業費が必要となる。
- 定期的に「滋賀県公営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、事業量の調整や平準化を進めていく必要がある。

(3) これまでの取組

- 「滋賀県公営住宅長寿命化計画(平成 27 年度策定)」に基づき、建替事業により老朽化した県営住宅の計画的な建替えを実施している。また、ストック総合改善事業等により予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図っている。

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針	
	平成 27 年度に「滋賀県公営住宅長寿命化計画」の策定行い（平成 29 年度一部改正）、県営住宅の維持管理、更新等を計画的に進める。
取 組 方 針	
①点検・診断等	各種設備の法定点検はもとより、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に定める定期点検を建築物は 3 年に 1 度、昇降機は 1 年に 1 度実施するとともに、毎月 1 回「県営住宅団地の施設点検マニュアル」に従って日常の施設点検を行い、住棟ごとの管理台帳を適切に整備し、予防保全的な管理を実施する。
②安全確保	- 施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を重視し点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握する。 - 危険性が認められた場合は、すみやかに安全確保のための措置を行うとともに、老朽化等により用途廃止した県営住宅は、危険性が生じることがないように、すみやかに除却・解体等を進める。
③耐震化	耐震化は完了しており、対策の必要性なし。
④施設総量の適正化	「滋賀県公営住宅長寿命化計画」に基づき、集約建替や用途廃止を実施する。 - 用途廃止等で不要となった県有地は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う。
⑤長寿命化	「滋賀県公営住宅長寿命化計画」に基づき、耐用年数までの使用を可能とするため、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図る改善を実施し、県営住宅の長寿命化を図る。
⑥維持管理・更新等	- 施設の安全性を保つため、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建替事業・ストック改善事業）については、将来ニーズや劣化状況等を踏まえて事業の必要性を検討し、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図る。 - 指定管理者制度の適切な運用により、施設管理への民間活力の活用を引き続き行うとともに、建替事業の実施にあたっては、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法も併せて検討する。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	- 建替、住戸改善に伴いバリアフリー化を進める。 - 既存住棟においては、可能な範囲でエレベータの設置、手すり等の設置を実施。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	高断熱仕様の採用、省エネ改修、自然エネルギーの活用を進める。
⑨県産材（木材）利用の推進	「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

11. 農業水利施設等

(1) 施設概要

資 産 内 訳	数 量
農業用排水路	
基幹水路	1,000km
末端水路	12,000km
基幹水利施設	132 箇所
農業用ダム	4箇所
ため池	528 箇所
農道(橋梁)	128 橋
地すべり防止施設	2地区

(用排水路)



ダムや川から取水した農業用水を農地に運ぶための水路や、農地の水はけをよくするための排水路など

(農業用ダム)



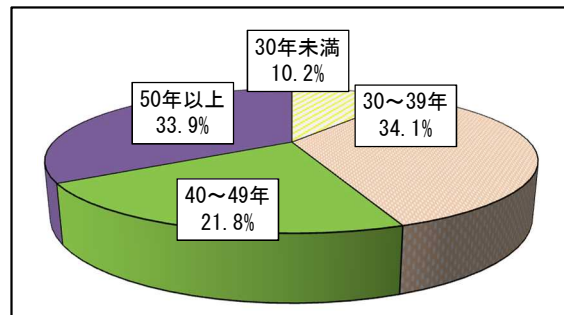
農業用水の取水を効率的に行うため河川をせき止め、用水の貯水・調節をする施設

(基幹水路)

築年数	数量(km)	構成比
30 年未満	102	10.2%
30 年～39 年	341	34.1%
40 年～49 年	218	21.8%
50 年以上	339	33.9%
30 年 以 上		89.8%
40 年 以 上		55.7%

※ 想定耐用年数(基幹水路) 40 年

※ 造成時からの経過年数



(2) 施設の現状および課題

- 農業水利施設等は、その大部分が琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に 30 年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行していることから、計画的に機能保全を図る必要がある。
- また、近年の集中豪雨や大規模地震などの災害リスクが高まる中、農業用ため池についても、多くのため池で老朽化の進行や必要な耐震性能を有していないなど、ため池の防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

(3) これまでの取組

- 平成 21 年 3 月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成 26 年 3 月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」(県・市町・土地改良区等で構成)で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」(10 年間の計画)を策定。
- 農業水利施設全体をひとつの資産としてとらえ、全ての関係者が目的や情報を共有し、施設を長持ちさせる補修・補強工事や更新工事を効率的かつ計画的に行う「農業水利施設アセットマネジメント」を積極的に推進している。
- ため池に関する防災・減災対策については、平成 30 年度に「滋賀県ため池中長期整備計画(以下、「ため池中長期計画」という)を策定し、地域の実情を踏まえたソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災、減災対策を推進している。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針 - 農業水利施設等の適切な保安全管理と効率的な保全・更新対策を行い、長寿命化を図り、将来の更新や維持管理に係る経費縮減を進める。 - 決壊した場合に人的被害が発生する「防災重点ため池」について、地域の実情を踏まえたソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災、減災対策を推進する。
取組方針 ①点検・診断等 - 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、定期的な機能診断の結果とそれに基づく劣化予測を反映させた機能保全計画を作成する。 - また、日常管理においては、土地改良施設管理基準等に基づいて、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ運転操作や点検に臨む必要があり、施設管理者と関係機関が情報を共有し、連携して取り組むこととする。 - ため池については、滋賀県ため池サポートセンターを活用し、定期的なパトロールを実施する。 ②安全確保 - 農業水利施設等は、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。 ③耐震化 - 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。 - ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事等の対策を実施する。 ④施設総量の適正化 - 更新対策の機会を捉えて、将来の受益農地や営農方法等を想定したうえで、情報を関係者で共有しながら、経済的かつ効率的な形で施設規模・能力を決定しつつ、社会構造の変化にも対応した長寿命化対策を実施する。 - 受益農地がなくなったため池については、積極的に廃池を推進する。 ⑤長寿命化 - 施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を取りまとめ、今後 10 年間の具体的な対策を示した「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」を基に、優先順位を付けながら着実に実施し、施設の長寿命化を図る。 - 壊れたら直す「事後保全」から、あらかじめ手を加え長寿命化を図る「予防保全」に転換し、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。 ⑥維持管理・更新等 - 機能保全計画を踏まえつつ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とするが、計画どおりに実施することのみを優先するのではなく、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することで、徹底的な長寿命化を図る。 - ため池については、滋賀県ため池サポートセンターを活用し、ため池管理者が適切な保安全管理ができるよう技術的支援を行う。 ⑦ユニバーサルデザイン化の推進 - 農業者が農業を継続し、農村に住み続けられるようにするには、農地や農業水利施設の維持管理作業の省力化、安全性向上を図る必要があることから、ユニバーサルデザインに配慮した省力的で安全な施設の保全更新対策を実施する。 ⑧CO₂ ネットゼロの推進 - 農業水利施設の更新時に合わせた省エネ機器類の導入や農業水利施設を活用した再生可能エネルギー施設の導入等を推進し、省エネ対策によるCO₂排出量の削減を目指す。 ⑨県産材（木材）利用の推進 - 木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

12. 治山・林道施設

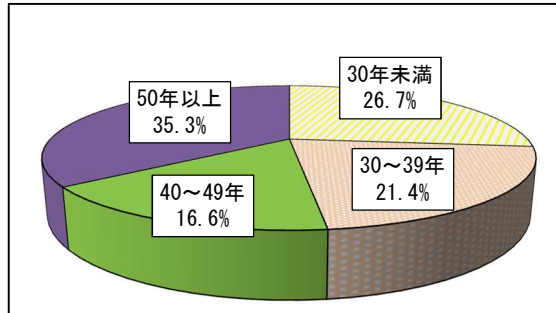
(1) 施設概要

資産内訳	数量
治山(溪間工)	10,681 基
林道	2 路線

(治山[溪間工])

築年数	数量	構成比
30 年未満	2,851 基	26.7%
30 年～39 年	2,283 基	21.4%
40 年～49 年	1,775 基	16.6%
50 年以上	3,772 基	35.3%
30 年 以 上		73.3%
40 年 以 上		51.9%

※ 想定耐用年数(治山施設) 50 年



(治山 (溪間工))



荒れた渓流に谷止工等を施工して、渓流の浸食防止や不安定な土石の移動を抑止し、下流域への土砂災害の発生を防ぐ。

(林道)



林道は、間伐や枝打ちなどの森林整備、木材の搬出などに利用。また、山村地域の生活道や災害時の避難路としての役割も持っている。

(2) 施設の現状および課題

【治山施設】

- これまで治山事業については主に山地の保全、復旧を目的に実施してきたため、現状では目的を達成し、維持管理の必要がない施設が多数存在する。
- また、人家やライフライン等に近接しこれらの防災や減災の機能を兼ねた治山施設も存在するため、このような施設については、その機能が発揮されるよう適切な維持管理および補修を行う必要がある。
- 計画的かつ平準化して維持管理や補修を行う予定をしており、緊急を要する対応が必要となった場合を除き、財政面等の課題は大きいとは思われない。

【林道施設】

- 県が管理する林道2路線において、現時点では長寿命化計画の対象となる重要構造物は存在しないが、将来、橋梁等の施設整備を行った場合に備え長寿命化計画を策定していくものとする。

(3) これまでの取組

- 平成21～26年度で、県内の全治山施設の位置と現況を把握するため委託調査を実施した。
- 平成27年度より水源林保全巡視員を設置し、その業務の中で治山施設・林道施設の調査・点検を目視により行っている。
- 平成29年度には保全対象の人家近くを中心に長寿命化計画の対象とする施設を再精査し、平成30年度から点検診断・計画策定に取り組んできた。

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針	
	・ 治山施設は永久構造物であり、メンテナンスフリーで管理するものであるが、長寿命化計画策定にあたり、人家近く等の優先度の高い箇所から点検を行い、補修等の対策が必要な箇所については対応し、より長期的に、施設の効果が発揮できるように取り組むこととする。 ・ また、林道施設については、橋梁等を建設した場合には長寿命化計画の対象となることから、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととする。
取 組 方 針	
①点検・診断等	(治山施設)
	・ 平成 28 年度以降、人家近く等の優先度の高い施設を対象に、定期的に点検・診断を行っていく。
②安全確保	(治山施設)
	・ 点検結果を基に、機能の低下が懸念される施設については、補修等を行う。
③耐震化	(治山施設)
	・ 地震については、施工段階で考慮されているため対策等は必要ない。
④施設総量の適正化	(治山施設)
	・ 既存施設の有効活用を図り、新たな施設の整備については、災害復旧や災害危険度の高い箇所へ集中して行う。
⑤長寿命化	(治山施設)
	・ 「治山林道施設長寿命化行動計画」に基づき点検・補修等を計画的かつ長期的に取り組んでいく。 ・ 長寿命化対策の点検・補修費用が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
	(林道施設)
	・ 現在の県管理路線には、橋梁等に長寿命化対策が必要な重要構造物はないが、今後重要構造物を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定する。長寿命化の対象となる施設については、定期的な点検を行い長期的な視点で管理していく。
⑥維持管理・更新等	(治山施設)
	・ 補修等が必要な施設については、緊急度を優先して計画的に行う。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	—
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	・ 施設の維持管理や補修により、森林の維持造成や水源かん養の保全を図り、森林吸収源の維持強化に寄与していく。
⑨県産材（木材）利用の推進	・ 木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

13. 交通安全施設

(1) 施設概要

資産内訳	数量
信号柱	9,659 本
信号制御機	2,304 基
信号灯器	25,935 灯
管制情報板	18 基

資産内訳	数量
交通流監視カメラ	22 基
情報収集提供装置	470 基
情報収集装置	1,716 基
オーバークラック(大型)標識	1,575 本

経過年数	信号柱 (鋼管柱(50 年) コンクリート柱(42 年))		信号制御機 (耐用年数 19 年)		信号灯器 (耐用年数 20 年)		管制情報板 (耐用年数 19 年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	456	4.7%	313	13.6%	6,749	26.0%	7	38.9%
耐用年数未経過	9,203	95.3%	1,991	86.4%	19,186	74.0%	11	61.1%

経過年数	交通流監視カメラ (耐用年数 19 年)		情報収集提供装置 (耐用年数 15 年)		情報収集装置 (耐用年数 19 年)		オーバークラック標識 (耐用年数 20 年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	4	18.2%	220	45.2%	448	26.1%	1,088	69.1%
耐用年数未経過	18	81.8%	250	54.8%	1,268	73.9%	487	30.9%

(信号制御機)



交差点近辺に設置して信号表示を制御する。

(信号灯器)



(管制情報板)



交通管制センターからの遠隔制御により交通情報を表示する。

(2) 施設の現状および課題

- 高度成長期以降に大量整備された交通安全施設は更新時期を迎え、更新をしなければ耐用年数を経過した施設や経年劣化した各施設が毎年積み上がっていくこととなり、各種機器の故障の他、施設の倒壊・傾斜、落下等が懸念される。他府県においては現に老朽化による信号柱の倒壊・傾斜、信号灯器の落下等の事案が発生している。
- このため施設の老朽化の実態について、定期的な点検による確実な把握に努めるとともに、計画的な更新を行うための財政負担が課題である。
- 特に信号機については、新設すればするほど管理面やランニングコストの面で財政を圧迫する問題がある。

(3) これまでの取組

- 定期的な点検等により、劣化した施設の早期発見、更新に努めている。
- 施設管理面やランニングコストの面からも、総量の適正化を図るため、新設については真に必要な箇所について十分な検討を行っている。また、必要性の低下した施設の廃止についても検討を進めており、特に信号機については、必要性の低下した信号機について、必要性の高い交差点への移設について検討を進めるなど、ストック数の維持を図っている。
- 信号灯器については、消費電力が少なく、長寿命であるLED灯器への更新を積極的に進め、ランニングコストの削減を図っている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	総量の適正化を図るため、新設については真に必要な個所を精査し選定を行う。また、必要性の低下した施設については廃止（撤去）や必要箇所への移設について検討を行う。
取組方針	
①点検・診断等	・ 年1回の定期点検を実施し、施設の老朽化の現状について確実な把握に努める。 ・ 把握した内容や修理、更新の状況について、漏れることなくデータベースに入力し、確実な管理に努め、次の点検・診断に活用する。
②安全確保	・ 点検等により、修繕が必要な施設を把握した場合、優先的に更新を行う。特に緊急を要する場合は速やかに安全確保のための措置を講じる。 ・ 設置の必要性が低下した施設は廃止や必要な箇所への移設を検討する。
③耐震化	・ 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、信号柱の更新事業を推進する。 ・ 震災時の信号機の滅灯を防ぎ、緊急交通路の円滑な通行を確保するため、電源付加装置の整備とLED化による信号機の省電力化を図る。
④施設総量の適正化	・ 交通環境の変化に伴い、設置当初の必要性が低下した施設については廃止もしくは必要性がある箇所への移設を検討する。 ・ 一灯点滅式信号機については、代替えの規制（従道路側の一時停止規制など）が可能であれば、廃止とする。
⑤長寿命化	・ 鋼管柱更新の際において、防食塗装を実施し、腐食防止に努めるとともに、保守業者や警察職員による点検により、劣化状況の把握、対応に努める。
⑥維持管理・更新等	・ 耐用年数を超過する施設数が年ごとに変動することから、中期的（15年程度）で平準化して更新を計画することにより、財政負担の平準化を図り実効あるものとする。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	・ 電球式信号灯器からLED式信号灯器への改良を推進し、信号灯器の視認性の向上を図る。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	・ 電球式信号灯器からLED式信号灯器への更新を推進し、信号灯器に係る消費電力の縮減を図る。
⑨県産材（木材）利用の推進	—

14. その他施設

(自然公園施設)

(1) 施設概要

資産内訳	数量	主な施設
自然公園施設	1,898.50 m ²	・ 自然歩道等沿線トイレ 10 箇所 ・ 園地等 22 箇所他

(自然公園)



優れた美しい自然の風景地を保護していくと共に、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園

(2) 施設の現状および課題

- ・ 公の施設の量的な見直し等により維持管理費の低減について一定進んだが、一方、施設の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が新たな課題となっている。

(3) これまでの取組

- ・ これまでから施設の設置状況等を踏まえた適切な管理を行ってきたが、今後も施設の将来ニーズ等も見極めながら、引き続き適切な管理を行っていく。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
施設の設置状況等を踏まえ適時的確に対策を実施することはもとより、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減を図る。	
取組方針	
①点検・診断等	・ 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ管理を行う。
②安全確保	・ 利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、適切な日常管理等を踏まえた安全確保対策を確実に実施する。
③耐震化	・ 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。
④施設総量の適正化	・ 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、維持管理費等踏まえ、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に検討する。 ・ 不要となった施設は、他用途への転用や適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。
⑤長寿命化	・ 適切な日常管理等を踏まえた安全対策等を確実に実施することで、長寿命化等を図る。
⑥維持管理・更新等	・ 適時適切な修繕等を行っていくことを基本とし、施設の機能を適切に維持する。

	⑦ユニバーサルデザイン化の推進
	新たに標識を設置する際には、読み取りやすい文字や色彩の組み合わせ等への配慮を行う。
	⑧CO ₂ ネットゼロの推進
	県内産の木材の利用を推進する。
	⑨県産材（木材）利用の推進
	「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

15. 公営競技事業施設

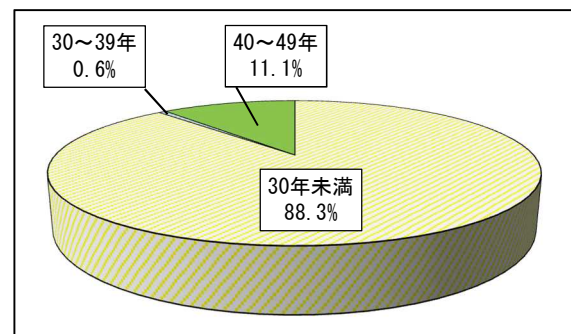
(1) 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
新スタンド	1	29,529
競技総合センター	1	5,137
立体駐車場	1	8,250
第2無料駐車場	1	38
第3スタンド	1	3,617
旧管理棟 (旧施行者事務所棟)	1	1,763
第2管理棟	1	289
計	7	48,623

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	4	46,533	95.7%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	1	1,763	3.6%
500 ㎡未満	2	327	0.7%
計	7	48,623	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	4	42,954	88.3%
30 年～39 年	1	289	0.6%
40 年～49 年	2	5,380	11.1%
30 年以上			11.7%
40 年以上			11.1%

※ 想定耐用年数 50 年



(びわこボートレース場)



モーターボート競走法に基づき、県が施行者として運営する「びわこモーターボート競走場」。正式な名称は琵琶湖モーターボート競走場。競艇の収益金は県の一般会計へ繰り入れられ、県民の福祉向上につながる諸事業の財源として使われている。

(2) 施設の現状および課題

- 平成 11 年度に競技運営本部、平成 13 年度末までに新スタンドの整備が完了し、当面立替え等の必要はないものの、整備後約 20 年経過しており、建築、設備を中心に今後、維持管理費用は増大していくことが見込まれる。
- 旧第 3 スタンド（S48 年建築）および旧管理棟（S49 年建築）は、現在、開催に必要な一部の機能（南入場口、自家発電機等）を有しているものの大部分は、老朽化のため立入り禁止となっている。これらの施設については、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて解体施工予定となっているが、解体において多額の費用が発生すること、解体後の跡地活用が課題となっている。

(3) これまでの取組

- 令和元年度に策定した「びわこボートレース場中期経営計画 2020」において、旧スタンド等取り壊し後の跡地活用や現スタンド遊休スペースの活用、現スタンドの適切な管理と長寿命化等を検討していくこととしている。後者については、計画的に施設の維持管理を実施するため、令和元年度に「びわこモーターボート競走場施設等長寿命化計画（長期修繕計画）」を策定した。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
新スタンド等において施設の長寿命化の取組を行い、施設の維持管理に係るトータルコストの縮小に努める。また、老朽化している第3スタンドおよび旧管理棟については、早急に解体し、解体後は来場者の利便性をいかに向上させることができるのかということと共に、地域貢献等に活用できるよう、費用対効果、実現性などを念頭に慎重に検討していく。 モーターボート競走事業に係る施設の管理・改修については、モーターボート競走事業の収益金により整備が図られてきており、今後も事業の収益の中から整備を図っていく。	
取組方針	
①点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」を参考に点検を実施するなど、劣化や不具合の進行度合いや施設に与える影響などについて把握するよう努める。 - 点検・診断等の結果を適切に集積し、逐次既存の修繕計画に反映させるよう努める。
②安全確保	- 利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない建物、設備は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却を進める。
③耐震化	昭和56年5月以前着工の旧耐震基準によって建てられた建物については、令和4年度から令和6年度にかけて解体施工する。
④施設総量の適正化	将来ニーズ、費用対効果等を踏まえて規模の縮小を基本としつつもファンサービスの向上を念頭に置いたうえで、適正規模等を十分見極めることに努める。また、利用見込みのない建物については、適切に処分・除却を進める。
⑤長寿命化	長期修繕計画に基づき適切に長寿命化を図るとともに、法定点検等の結果を踏まえ計画に反映することで危険の無い安全な施設を維持する。
⑥維持管理・更新等	- 施設の安全性や競技運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 - 施設の更新（建て替え・改修）については、将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて、規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、今後検討していく。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	メインスタンドである新スタンドにおいては、整備後18年が経過しており、現代のユニバーサルデザインに馴染まない部分もあるため、今後必要なニーズを取り入れつつ、ユニバーサルデザイン化を推進していく。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	- 来場者へのサービス低下を招かないように考慮しながら、節電に心がけCO₂ネットゼロを推進していく。 - 長期的な取り組みとして、継続的にボートレースモーターの2サイクルモーターから電動モーターへの転換を関係機関に要望していく。
⑨県産材（木材）利用の推進	「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

16. 流域下水道施設

(1) 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
処理場	4	1,272,000
ポンプ場	19	30,373
淡海環境プラザ	1	3,500
公園管理棟他	2	784
計	26	1,306,657

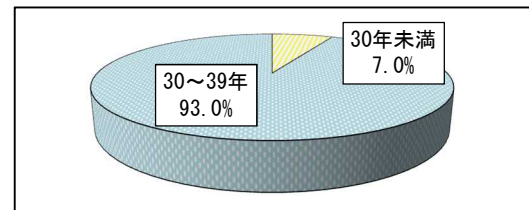
※処理場、ポンプ場は、箇所数、敷地面積を示す。

管渠	358.0km
----	---------

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	1,286,570	98.5%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	5	11,582	0.9%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	11	7,291	0.5%
500 ㎡未満	3	1,214	0.1%
計	26	1,306,657	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	15	91,685	7.0%
30 年～39 年	11	1,214,972	93.0%
30 年以上			93.0%

※ 想定耐用年数(土木躯体のみ機械・電気設備除く):50 年



(処理場)



下水を人工的に浄化し、河川などに放流するための施設。沈殿物の除去、微生物による有機物の分解、化学薬品による消毒などを行う。

(ポンプ場)



下水道で運ばれてきた汚水を途中でくみ上げて浄化センターへ送る中継施設

(2) 施設の現状および課題

- 昭和 57 年の流域下水道供用開始以降継続して下水道施設の整備を進めており、県内の下水道普及率は令和元年度末で 91.1% にまで上昇した。また、湖南中部浄化センターのある矢橋帰帆島内には、下水処理に関する普及啓発や技術開発の拠点となる淡海環境プラザや公園施設がある。
- 令和元年度から、ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した下水道施設の改築更新を行っているが、進捗に合わせて、計画の見直しを行っていく必要がある。

(3) これまでの取組

- 平成 21 年度に、下水道施設の維持管理や改築更新に係る基本方針をとりまとめた「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」を策定し、更新対象施設ごとの長寿命化計画により改築更新を行ってきた。
- 平成 30 年度に流域下水道の全施設を対象にストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的に改築更新を進めている。
- 施設総量についても、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016 (汚水処理構想)」に基づき、汚水処理施設それぞれの特性を踏まえ、今後の維持管理等も含めた経済比較を基本としつつ、将来の人口動態や地域住民の意向に配慮しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法で整備を進めてきた。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新に努める。 また、汚水処理構想に基づき、定量的な指標による適切な施設整備に努める。
取組方針	
①点検・診断等	- ストックマネジメント計画に基づき、健全度等定量的な指標による状況の把握に努める。 - 点検結果は、修繕対応だけでなく、次回以降のストックマネジメント計画の見直しにも活用する。
②安全確保	安全上の問題等が発生した場合には、施設能力を維持しつつ、直ちに修繕または更新を行う。
③耐震化	平成 29 年度に作成した琵琶湖流域下水道施設耐震化計画に基づき耐震化を進める。
④施設総量の適正化	人口減少等の社会情勢の変化に合わせて実施計画を変更し、それに基づいて事業を進めるとともに、統廃合等施設の最適化についても検討していく。
⑤長寿命化	ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新を行う。
⑥維持管理・更新等	- ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な改築更新に努める。 - 設備・施設の機能低下、故障、事故を未然に防ぐため、日常点検、月例点検および年次点検を定期的実施するとともに、湖西、東北部、高島の 3 処理場の管理について、包括的民間委託を導入し維持管理費縮減に努めていく。 - PPP/PFI 等の導入については、これまでから検討しており、引き続き民間の技術力の活用を努めていく。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	建物用途に応じ、トイレの洋式化等のユニバーサルデザイン化に努める。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	下水汚泥の資源・エネルギー化活用、未利用地を活用した創エネルギーの検討、また、下水処理方式の変更や低動力型機器採用などの省エネルギー対策により、温室効果ガス排出削減を図る。
⑨県産材（木材）利用の推進	木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

17. 工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

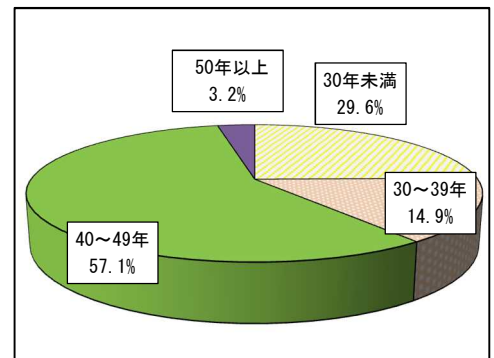
(1) 施設概要

資産内訳	箇所数	備 考
浄水場	4	水道 2、工水 1、水道・工水 1
ポンプ場	9	水道 6、工水 2、水道・工水 1
調整池	5	水道
配水池	5	工水
取水口	4	水道2、工水1、水道・工水1
計	26	

築年数	数量(km)	構成比
30 年未満	76	24.7%
30 年～39 年	46	14.9%
40 年～49 年	176	57.1%
50 年以上	10	3.2%
30 年 以 上		75.3%
40 年 以 上		60.4%

資産内訳	延 長	耐用年数(40 年)経過施設の割合	
		5 年後(2020 年)	10 年後(2025 年)
水道用水管路	207km	60%	55%
工業用水管路	114km	59%	65%

給水能力(m ³ /日)				
水道用水供給事業			工業用水道事業	
吉川浄水場	馬淵浄水場	水口浄水場	彦根浄水場	吉川浄水場
81,100	82,700	35,000	48,500	74,400



(浄水場)



琵琶湖等の水源から取り入れた水(原水)に含まれる砂や濁りを取り除き、きれいで安心して飲める水道水に処理する施設

(2) 施設の現状および課題

- 企業庁の水道施設は、昭和40年代後半から50年代の経済成長期に整備を行ったものが多く、老朽化が進んでいる。管路については、老朽化と共に耐震化率が低く、水道管路で37.0%、工水管路で14.1%となっている。
- また、吉川浄水場においては琵琶湖西岸断層帯地震等で液状化により甚大な被害が発生し長期間の給水停止が想定されている。
- 一方で、受水市町、企業からは料金値上げに対し厳しい意見が出されており、必要な財源を確保しながら、管路更新等施設の老朽化対策や耐震化対策を着実に推進していくことが課題となっている。

(3) これまでの取組

- 管路の更新については、管路老朽度調査を実施し、地盤条件などを考慮した更新基準年を設定し管路更新計画を策定した。また、電気機械設備については定期的な点検を実施し、必要な整備・更新を行ってきた。この実績をもとに長寿命化を考慮して今後の設備更新基準年を設定した。浄水場については、劣化調査と耐震診断を実施した。
- これらの取組をもとに、企業庁全施設の整備計画として、平成28年3月にアセットマネジメントを策定し、同計画に基づき施設整備に取り組んでいる。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「滋賀県企業庁経営戦略」および「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」として、①将来を見据えたより効率的・効果的な施設整備計画、②実用的かつ持続可能な維持管理計画、③施設整備計画や維持管理計画と連携した財政収支計画を策定し、安全で良質な水の安定供給のため、より健全で効率的な事業運営に取り組む。
取組方針
①点検・診断等
設備の点検や、修繕履歴により施設の現状を把握し、点検基準・管理状況を整理するとともに、整理結果を踏まえ、現行の点検方法、体制、頻度の問題点について考察し、効果的な点検・診断を行う。
②安全確保
- 水道用水は、供給先である受水市町を通じて、住民の方々に満足していただけるよう、水道水質基準を遵守することはもちろん、より安全で良質な用水の提供に努める。 - 工業用水は、生産活動の支援となるよう、一定の基準値を満たす安定した水質の水を継続的に供給できるよう努める。 - また、管路パトロール、弁類など設備点検を定期的に行い、事故の防止に努める。
③耐震化
施設の耐震診断の結果に基づき、浄水場の耐震化を最優先で実施する。管路更新は耐震管により更新を行う。
④施設総量の適正化
- 将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化に努める。 - 施設規模の検討に当たっては、平常時だけでなく、整備期間や非常時（地震以外の事故時なども考慮）においても必要な能力を確保する。
⑤長寿命化
設備機器等は維持管理指針等に基づき適切な点検・整備を継続することにより長寿命化を図る。また、その維持管理の情報を設備機器の更新の判断に活用し、更新費用削減を図る。
⑥維持管理・更新等
「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的な施設更新を行う。また、水需要予測に基づき、管路や設備規模等の適正化（ダウンサイジング）に努める。 - 維持管理等の実施に当たっては、民間活用を含む効果的な連携方策の検討・導入などにより一層の経費削減に努める。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進
吉川浄水場内の液状化対策を施した浄水場の新設にあたり、建物内のスロープの設置などユニバーサルデザインの導入に努める。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進
県の CO₂ ネットゼロ推進に向けた施策との整合性を図りながら、施設等の整備、更新時に省エネルギーに優れた施設の採用や再生可能エネルギーの利用促進を検討し、エネルギー消費量の削減に取り組む。
⑨県産材（木材）利用の推進
木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

18. 病院

(1) 施設概要

資 産 内 訳	建物数	延床面積 (㎡)
総合病院	8	71,580
小児保健医療センター	1	9,055
精神医療センター	2	10,398
職員宿舎等	5	8,252
計	16	99,284

規 模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	90,401	91.1%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	2	4,771	4.8%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	4	3,501	3.5%
500 ㎡未満	3	610	0.6%
計	16	81,550	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	11	76,910	77.5%
30 年～39 年	3	21,429	21.6%
40 年～49 年	2	945	1.0%
30 年 以 上			22.5%
40 年 以 上			1.0%

※ 上記は、令和元年度末時点

※ 想定耐用年数 50 年

(総合病院)



がんや、心臓血管疾患、脳神経疾患等の疾患に関する高度先進医療を提供する拠点施設
(病 床 数) 535床
(診療科数) 32 診療科

(小児保健医療センター)



小児を対象とした高度専門医療、精密健診、保健指導、総合療育を提供する拠点施設
(病 床 数) 100床
(診療科数) 9診療科

(精神医療センター)



思春期、アルコール依存症、処遇困難例、緊急医療を中心に精神障害の治療や社会復帰を専門に行う拠点施設
(病 床 数) 123床
(診療科数) 3診療科、精神科デイケア

(2) 施設の現状および課題

- 昭和 50 年から 58 年度頃にかけて総合病院（平成 30 年に成人病センターから改称）の整備を進め、昭和 62 年に小児保健医療センター、平成 4 年に精神医療センター、平成 14 年と 28 年に総合病院に新棟を、平成 25 年に精神医療センター医療観察法病棟を整備しており、令和元年度末時点では、約 22.5%が建築後 30 年以上経過している。
- 現在、総合病院では、老朽化した病棟の解体工事を令和 3 年度に完了した。
- 小児保健医療センターは、平成 29 年度に策定した基本計画に基づき再整備の設計を進めてきたが、総合病院との統合を見据えて施設整備計画を令和 4～5 年度に再検討し、令和 11 年 1 月の供用開始を目指す。
- 高度先進医療、全県型医療を推進し、患者に満足していただける良質な医療を提供するためには、病院の経営状況を踏まえつつ施設の整備改修等が随時必要である。

(3) これまでの取組

- 滋賀県立病院中期計画に基づき、将来の医療福祉を見据えた病院機能の構築や経営の安定・効率化等を念頭に、施設の整備・改修等を進めてきたところである。

(4) 基本方針および取組方針

基 本 方 針	
- 患者に満足していただき安定的かつ持続的に良質な医療を提供していくため、中期計画に基づく、施設・設備の整備をする。 - 総務省が示す公立病院改革ガイドラインを踏まえ、施設や設備の整備費を抑制する等、経営の効率化を図る取り組みを進める。	
取 組 方 針	
①点検・診断等	常に患者の生命を預かる病院施設という施設の特性に鑑み、24時間稼働できる施設であるべく、法定点検、定期点検のみならず日々の点検等を実施しており、今後も確実に実施していく。
②安全確保	- 患者の安全確保を最重要事項とした認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握し、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うという、いわゆる「予防保全」に今後も取り組んでいく。 - また、老朽化等により供用廃止されかつ今後も利用見込みのない病院施設は、危険性が生じることがないように適切に管理するとともに、公営企業体として、収支状況を踏まえつつ、処分・除却等を進める。
③耐震化	耐震化は全施設で完了しており、対策の必要性なし。
④施設総量の適正化	県が策定する地域医療構想に基づき、県立病院に求められる役割を果たすことができるよう、病床数等病院機能全体の適正化に向けた取り組みを検討する。
⑤長寿命化	人命を預かる病院施設においては、故障や不具合が原則許されないことを十分に考慮し、令和2年度に策定した県立病院施設長寿命化計画に基づき、発生抑制対策およびメンテナンス対策等の「予防保全」の視点を盛り込んだ次期中期計画を策定し、病院施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図る。
⑥維持管理・更新等	- 維持管理や修繕等の工事について、病院施設の安全性および運営に支障をきたさないように、病院の経営状況を踏まえながら対象箇所の優先順位を設定するなど計画的な保全の実施に向けた取組を進める。 - 建替や大規模改修、維持管理の実施に当たっては、他病院の状況も踏まえ、整備面積の精査等により発生費の抑制に取り組んでいく。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	- 患者や見舞客等が安全に移動できるよう、同一フロアでの段差解消、主要な出入口に自動扉の設置、主要な動線にはエレベーターおよびエスカレーターを複数基設置している。 - 多様な多目的トイレを各所に配置、点字ブロックの採用、サインの2か国語表示および点字の導入など実施している。 - 今後とも誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進していく。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	LED照明器具や省エネ型空調機等、施設整備や設備更新時にエネルギー消費低減を図る。また委託業務の受託者に対しても、消費低減を図るよう働きかけを行う。
⑨県産材（木材）利用の推進	「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

19. 大学

(1) 施設概要

資 産 内 訳	建物数	延床面積 (㎡)
大学管理棟等	2	21,072
学部棟	5	42,377
講堂、交流センター	1	3,224
その他の施設	6	8,869
計	14	75,541

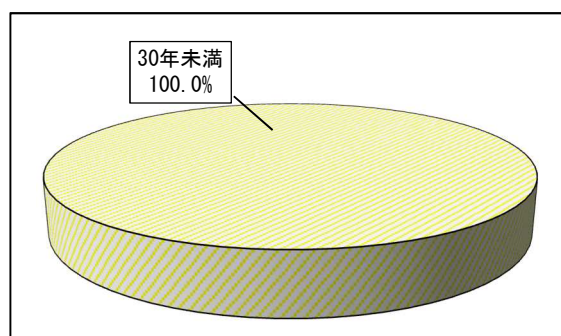
規 模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000 ㎡以上	7	66,809	88.4%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	2	5,375	7.1%
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	4	3,184	4.2%
500 ㎡未満	1	174	0.2%
計	14	75,541	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30 年未満	14	75,541	100.0%

(県立大学 全景)



(大学管理棟)



(2) 施設の現状および課題

- ・ 県立大学の施設は教育研究活動を支える重要な基盤となるものである。その多くは平成7年の開学時に整備されたもので、建築後25年以上を経過し、建築物、設備を問わず、全体的な経年劣化が顕著となっている。
- ・ 施設整備の際には、1名のマスターアーキテクトが敷地全体の全体計画を作成し、それによってブロックごとの設計者が個性を活かしながら全体的に調和のとれた施設群を設計するマスターアーキテクト方式により設計された。平成10年には、建設省（現：国土交通省）の公共建築百選にも、大学施設では唯一選定されている。
- ・ 施設規模が大きく、また多くの施設が一斉に更新時期を迎えることから、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断に基づき劣化や損傷の状況を正確に捉え、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

(3) これまでの取組

- ・ これまでから、施設の点検を行い、必要に応じて修繕を行っている。
- ・ 平成28年度には、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた「長期保全計画」を策定している。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図ることとする。
取組方針	
①点検・診断等	- 劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に準じた点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行うこととする。 - また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立することとする。 - 長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成しており、取り巻く環境変化等に対応できるよう適宜見直すこととする。
②安全確保	- 施設の管理においては、利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うこととする。 - 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設が発生した場合は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を検討することとする。
③耐震化	新耐震基準に基づく建物であることから耐震化は完了している。なお、法令で耐震化が求められている非構造部材については、計画的な耐震化を検討することとする。
④施設総量の適正化	- 平成7年の開学以降、大学院の開設、人間看護学部の開設、電子システム工学科および国際コミュニケーション学科の開設等に伴い、適正な規模の施設整備を図り、現在4学部13学科4研究科・2,861人(令和3年5月現在)の学生が県立大学を利用している。 - 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズ、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえ、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に検討する。
⑤長寿命化	「県有施設長寿命化ガイドライン」に準じて、「長期保全計画」を作成しており、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図ることとする。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図ることとする。 「県有施設点検マニュアル」に準じた点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図ることとする。
⑥維持管理・更新等	- 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施することとする。 - 施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、教育・研究における優先度、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図ることとする。
⑦ユニバーサルデザイン化の推進	長期保全計画を踏まえ、ライフサイクルコストや環境負荷の低減とともに、ユニバーサルデザインへの対応も考慮した計画的な施設・設備の更新・改修を図ることとする。
⑧CO ₂ ネットゼロの推進	環境負荷低減を図るため、省エネ機器材料の選定に努めるとともに、安らぎの景観を与えCO₂を吸収する校内樹木の維持管理に努める。
⑨県産材（木材）利用の推進	「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。